(東京大学大学院総合文化研究科教授

えている・「何もかもうまくいかない」 に阻止している、「やればできる」と考 を更新しようとしている・変えないよう

と嘆いている。

り振り返っている、権力を分かち合って 合っている、未来志向である・過去ばか

いる・権力を独り占めにしている、物事

る・分け前ばかり気にしている、みんな る・相手に攻撃的である、癒し指向であ 任である、相手の言うことに傾聴してい 自己責任に徹している・御身大事で無責

で討論をしている・ぶー ぶー 冗談を言い

村

町

町村の購読料は会費の中に含まれております)

227 8

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号:電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955 **発行所 全国町村会** 発行人 渡辺 明: 定価1部40円・年間1 500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

调



域

社 会

D

出したのが誰かを問題にしている、人々 アを歓迎し採り入れている・アイデアを が利己的な振る舞いをしている、アイデ いる、人々が公徳心をもっている・人々 な意見を尊重している・異見を排除して

は課題を解決しようとしている・人々は

邪魔し非難し 合っている、

加している・住民が無関心である、多様 ものに流れている、住民が情報をもち参 策の実質を求めている・政治が個人的な <

ŧ

活 活 活 随 情

想

報 動

動

U

動

平成十二年度政府予算編成・施策で要望 = 全国町村会

全国町村会役員が自民党、

新任都道府県町村会長の略歴 (福島県)

......長崎県千々石町長

ゴー

ルのない駅伝

(24)

(27)

全国 町村 会緊急 要望 = 市町村の合併、新たな過疎法の制定、中山間地域等直接支払制度

(4)

関係省庁に実行運動を展開

床井一郎....

アメリカの「アスペ

(3)

(2)

っている、信用し合っている・疑心暗鬼 尊敬を持ち合っている・意地悪く蔑み合 れるような決着にする、お互いに寛容と

九九六年)という実践書に面 地域力の測定』(第三版、| ン協会」が出している『農村

いらし欲求不満になっている、政治が政 になっている、忍耐し合っている・いら

町

活 動

政府予算編成・施策で要望全国町村会

市町村合併など3件の緊急要望も



(政務調査会 六月二十二日開催

> 全国町村会は6月22日の政務調査会、翌23日の常任理事会で「平成12年度政府予算編成 ならびに施策に関する要望」等を審議、決定し、常任理事会終了後、要望実現のため本会役員 が自由民主党ならびに関係各省庁に対し実行運動を行うとともに、衆、参両院議員全員に要望 書を提出した。

> 同要望は、各省庁の明年度概算要求作業に向けて取りまとめたもので、地方分権の実現など全 体で42項目にわたっているが、今後、各省庁の検討状況や都道府県町村会からの追加要望を ふまえて修正を行い、7月末に再度要望することにしている。

> また、23日の常任理事会においては、現下の政策課題となっている市町村合併、過疎法失 効に伴う新法制定、中山間地域等直接支払制度について、最近の動向や今後の審議日程等を踏 まえ、これら施策に本会の意見を十分に反映させるべく3件の緊急要望を決定し、本実行運 動の最重点事項とした。



厚生省山口事務次官(右)と左から野島(高知) 林(島根)の各監事、山本副会長



国土庁飛弾地方振興局総務課長(左)と左から山本副会長、 林(島根) 野島(高知)の各監事



自治省松本事務次官(中央)と左から松本(佐賀) 櫻井 (静岡)の各常任理事



林野庁山本長官(左)と左から佐々木(北海道) 宇都宮 (愛媛)の各常任理事



自民党森幹事長(中央)と左から野中副会長、平野副会長



自民党池田政務調査会長(中央)と左から野中副会長、平野副会長、渡辺事務総長



自民党亀井組織本部長(中央)と左から野中副会長、平野 副会長、渡辺事務総長

開



建設省橋本事務次官(中央)と左から櫻井(静岡) 松本(佐賀)の各常任理事

町

活 動

4

新たな過疎法の制定 中山間地域等直接支払制度 町村の合併

市町村の合併に関する緊急要望

合併を一層推進することとしてい 行財政措置を講じた上で、市町村の したところであり、今後とも各般の ゆる地方分権一括法案を国会に提出 に関する法律」の改正を含む、 画に基づき、「市町村の合併の特例 政府においては、地方分権推進計 いわ

報

主張してきた。 分尊重しなければならない」と強く にあたっては、地域住民の意思を十 を及ぼすことであるので、その実行 域のあり方や住民生活に大きな影響 なっており、また、将来にわたる地 経緯、自然的・地理的条件等が異 いて「それぞれの町村は、歴史的な が、我々町村長は市町村の合併につ ことは言うまでもないことである 村の行財政基盤の充実が必要である 地方分権を推進するためには、市町 の適切な処理、実行の段階に入った 複雑・多様化する町村の事務事業

体の数を初めから想定した議論がな において、将来の基礎的地方公共団 聴くことなく、国会審議等様々な場 然るに、最近、 町村の意向を何ら

第2278号

めて不適切である。 規模により合併を議論することは極 されている。一律の人口規模や財政

が何よりも重要である。 町村の自主的な判断を尊重すること 併気運の醸成を図りながら、 実態に応じて、様々な手法により合 市町村の合併については、 関係市

ないよう留意すること。 分に尊重し、合併を強制することの よって国は、地域住民の意思を十

|失効に伴う新たな法律の制定 過疎地域活性化特別措置法の に関する要望

定の成果を上げている。 設の整備や生活環境の改善、 ど、総合的かつ計画的な過疎対策が 急措置法が制定され、その後二回に 刻化した「過疎問題」に対処するた よる定住施策など、活性化対策は一 た交流人口の増加やUJIターンに 的・主体的な取り組み等を背景とし 遂行されている。その結果、公共施 わたり特別措置法が制定されるな 我が国の高度経済成長とともに深 しかしながら、大部分の過疎町村 昭和四十五年に過疎地域対策緊 、自主

地域の 業の停滞、 Ιţ

ること。 効する平成十二年四月以降につい は、過疎地域活性化特別措置法が失 生かした上で、新たな法律を制定す て、これまでの過疎対策の枠組みを

中山間地域等直接支払制度に 関する緊急要望

導入に当たっては、下記の事項を盛 中山間地域に対する直接支払制度の り込むよう要請する。 を確立することが急務であり、 活性化、定住の促進等の総合的対策 るためには、農林業の振興、地域の 間地域が直面している課題を解決す められているところであるが、 支払制度検討会」において検討が進 ついては、現在「中山間地域等直接 中山間地域等への直接支払制度に 中山 当面

境の整備を推進するとともに、 るところであり、交通条件や生活環 の低下、ひいては、コミュニティー の崩壊など厳しい事態に直面してい 層の流出、少子・高齢化による活力 依然として農林漁業等、 地域の担い手である若年 地域産 財政 できるよう措置すること。

措置を一層充実する必要がある。 よって、政府・国会におかれて

> 域についても対象地域とすることが 例として地方自治体が、自然条件等 の指定町村を基準とする場合は、特 と協力が不可欠であることから、中 めには、都市住民を含め国民の理解 が同等の不利条件にあると認める地 村法、山村振興法等の地域振興立法 保全等の公益的機能の周知をはかる 山間地域の果たしている国土・環境 に基づき定めることとし、特定農山 (1) 直接支払制度の円滑な導入のた 対象地域は、明確で客観的基準

協定により農地等の管理業務を行う セクター、生産組織等とともに集落 高齢者のグループ等も含むこと。 対象者には、認定農業者、第三

機能の増進につながる行為を含むも 地の管理活動等中山間地域の公益的 のとすること。 の確保、農地と一体となった周辺林 然生態系の保全に資する取組みや水 集落協定により定めることとし、自 対象行為は、集落を単位として

公益的機能に十分配慮し、 負担とすること。 財源については、 中山間地域 全額国庫

進するための事務費を確保するこ するとともに集落協定の策定等を推 町村の事務はできる限り簡素化

れるまで実施すること。 向上等により対象地域での農業生産 活動等の継続が可能であると認めら 期間については、農林業収益の

動

活

平成 ・施策に関 する要望

地方分権の実現

極めて重要な課題である。 ており、地方分権の実現は、 わが国は大きな構造的変革を迫られ 貌する内外の社会経済情勢の下で、 二一世紀を間近に控えた今日、変 現下の

を推進すること。 2、今後、一層の事務・権限の移譲 要な措置を的確に講じること。 な地方一般財源を確保するなど、 ては、地方税・地方交付税等の必要 の廃止に伴う町村の財政負担につい に、次の事項を実現されたい。 る法律」を円滑に施行するととも 図るための関係法律の整備等に関す よって、国は「地方分権の推進を 事務・権限の移譲および補助金 必

ること。

る「地方分権推進法」を延長するこ 4、平成十二年七月に法期限を迎え のないよう十分配慮すること。 地から市町村の合併を強制すること 権限移譲の「受け皿」整備の見

町

村

町村財政基盤の強化

る大きな役割が求められている。 立ち遅れている生活関連施設の整 化対策等地域福祉の充実、相対的に 方分権の進展を踏まえ、少子・高齢 よって、 各般の政策課題を着実に推進す 厳しい条件下の農林水産業の振 村は、自主税源が乏しい中、 個性豊かな地域づくりのた 国は町村財政基盤を強化 地

> するため、 次の事項を実現され

確保するなど的確な措置を講じるこ 税・地方交付税等の地方一般財源を 町村の財政負担にあたっては、地方 推進計画を基に、事務・権限の移譲 円滑に施行するとともに、地方分権 関係法律の整備等に関する法律」を および国庫補助負担金の廃止に伴う 1、「地方分権の推進を図るための

2 町村が安定した財政運営ができ 地方交付税制度の充実強化

るよう、地方交付税所要額を確保す

であるので、安定的にその充実がは

- ıΣ きめ細かい財政需要の算定をはか 要であるので、基準財政需要額の算 および一定の行政水準の確保をはか 十分考慮し、実態を的確に反映した 定にあたっては、町村のもつ役割を るため、財政調整機能は、 ② 税源の偏在による財政力の是正 町村への傾斜配分を強化するこ 極めて重
- 3、公共事業等にかかる補助負担率 び対象事業の拡大をはかること。 する地方交付税算入率の引上げおよ 会計に直接繰り入れること。 ることにかんがみ、元利償還金に対 の一般会計を経由せず、交付税特別 あることを明確にするためにも、 (3) 町村の公債費負担が増嵩してい 地方交付税が地方の固有財源で 玉

財源を十分確保すること。 地方単独事業にかかる地方負担所要 資については、国庫補助事業および 画的な社会資本整備のための公共投 5、町村税源の充実強化 低水準にある町村の重点的、

- 応じ、地方の歳出規模と地方税収入 えるものであり、地方分権の進展に 税源の充実強化をはかること。 める地方税のウェイトを高め、 税源移譲などにより、租税総額に占 の大幅な乖離を縮小するためにも、 地方税は、地方自治の基礎を支 町村
- かられるよう措置すること。 ること にとって重要な税源であるので、 人住民税総額についてこれを確保す ③ 地方法人課税に関しては、

える等の措置により、 正化をはかること。 事務所または事業所の固定資産を加 いて、課税標準にかかる分割基準に 配分割合の適

ら非課税等特別措置については、 幹税目という観点から、その充実、 確保をはかること。 安定性に富む、町村財政における基 (4) 固定資産税は、 収入の普遍性

らに整理合理化をはかること。 税標準の特例措置の整理合理化を行 に、固定資産税等の非課税措置、

計 また、軽自動車税のうち原動機付

負担分任を基調とした基幹的な税目 個人住民税は、町村における、

町村 法

また、分割法人の法人住民税につ

租税負担の公平を期する見地か さ

また、 国の租税特別措置等につい

は

引き続き適切に措置すること。

の恒久化に伴う地方負担について

いよう、必要な措置を講じること。 ては、地方への支障を来すことのな 上げること。 (6) 軽自動車税の各標準税率を引き

について実態に見合った見直しを行 うこと。 自転車については、課税の在り方等

- (7) 入湯税の税率を引き上げるこ
- 割を果たしているため、 に、地域振興をはかる上で重要な役 村の貴重な財源となっているととも 特に財源に乏しく山林原野の多い町 七が関係市町村に交付されており、 確保をはかること。 ゴルフ場利用税は、その十分の 本税の充
- حے など、 は、町村への配分割合を引き上げる 進するため、道路特定財源について 遅れている町村道等の整備を促 道路財源の充実強化をはかる
- を配慮すること。 十一年度末の廃止にともなう減収分 については、地方消費税の配分にあ たり、特別地方消費税の減収相当分 特別地方消費税について、平成
- 法の早期成立をはかること。 取扱費交付金の増額をはかること。 末専決を行わなくてもよいよう、 地方税法改正については、年度 個人都道府県民税にかかる徴収
- 地方債の充実改善
- ること。 良な資金による所要総額を確保する 政府資金および公庫資金等、優 融資条件等の改善をはか

村

特に配慮すること

ること

情に即した財政措置を講じるよう

活 動

6

すること 過疎地域活性化特別措置法について 過疎債についても所要額を確保 新たに法律を制定するととも 平成十一年度をもって失効する

また、 辺地債の所要額を確保する

高利の政府資金については、

引

対象団体、 き続き繰上償還を認めるとともに、 対象債の拡充をはかるこ

ること。 また、 借り換えについても検討す

還および借換債の拡充をはかるこ 公庫資金については、繰上げ償

かることとし、町村道整備にかかる

道路改良事業の弾力的運用をは

じること に運営改善のための所要の措置を講 が策定されたところであるが、さら 化に対応したあり方についての指針 かんがみ、今後の社会経済情勢の変 起債対象範囲を拡大すること。 第3セクター 等の経営の状況に

び人口急増町村等に対し、地域の実 な措置を講じること。 機管理の徹底等各般にわたり、 生じないよう、財政措置をはじめ危 問題については、住民生活に支障の 8、コンピューター西暦二〇〇〇年 半島地域、離島などの町村およ 過疎地域、 辺地、山村、 豪雪地 適切

確立 Ę 玉 地方間 の財政秩序 の

地方分権推進計画を基に、国庫負担 整理合理化、運用・関与の改革等を 金および国庫補助金の区分に応じて 高め、財政運営を健全化するため、 層はかっていく必要がある。 地方公共団体の自主性・自立性 よって国は、次の措置を実現され

措置を講じること。 地方一般財源を確保するなど的確な たっては、地方税・地方交付税等の るとともに、事務・権限の移譲にあ 補助金等の整理合理化を一層推進す 1、地方分権推進計画を基に、国庫

的、弾力的に運用できるよう、統合・ 2、類似目的を有する国庫補助金等 メニュー 化を促進すること。 については、地方の実情に応じ自主 地方超過負担を完全解消するた

早急な設定と単価積算の基礎および 補助対象範囲等の明確化。 定されていない施設整備費について (2) 適切な標準設計、標準仕様が設 改定、対象数量の是正、対象範囲の

(1)

国庫補助負担金の単価の適切な

次の措置を講じること。

耐用年数について、 4、国庫補助金等で整備した施設の (3) 国庫委託金について実所要額の 弾力的に運用す

ついて、住民のニーズに応じた有効 5、国庫補助金等で整備した施設に

> 改善をはかること。 6、国庫補助金等の事務手続の簡素 早期決

定・早期交付を行うこと。 合理化をはかるとともに、

国土政策の推進

四

開する必要がある。 向って全国のそれぞれの地域が特件 整備を急ぐとともに、二一世紀に 苦慮している。こうした中、相対的 り、国土の保全や地域社会の維持に 減少と少子・高齢化が進行してお 面積の七二%を占める町村は、 るよう、地方重視の国土づくりを展 を生かした適切な役割を担っていけ に立ち遅れている地域の国土基盤の をはかることが基本である。 国土政策は、国土の均衡ある発展 国土総

べきである。 むらづくりをはかることにも配慮す え、災害に強い安全なまちづくり、 また、先の大震災等の教訓を踏ま

するとともに、その適切な運営をは ザイン」を効果的、かつ着実に推進 について大きな役割を担う町村の意 と位置づけられ、国土の保全と利用 かること。その際、多自然居住地域 するため、具体的な推進方策を策定 1、「二一世紀の国土のグランドデ

保全、 管理が喫緊の課題となってい

用・転用できるよう、 より当初目的以外の用途に有効活 利用をはかるため、自主的な判断に 制度・運用の も、長期的視点に立って人口および

じること。

よって、 国は次の事項を実現され

見を十分反映すること。

また、森林、農地等、国土資源の

施策を確立し、推進すること。 を基礎とした担い手確保等のための ることを踏まえ、国民の幅広い合意 災害に強い国土づくりのために

えて、 る情報の提供等、 はかるとともに、 の移譲および財政措置の充実強化を る地域づくりを推進するため、権限 3、地域主導による個性的で魅力あ 立地させること。 等については地方定住、特に若者の 産業の地方分散を推進すること。加 定住にも配慮して広く地方に分散・ 国の行政機関、研究学園施設 地域づくりに資す 適切な支援策を講

的に推進すること。 ともに、農林漁業振興対策等、 め、美しいむらづくりを推進すると 住みやすい地域として再生するた の施策を拡充強化し、 農山漁村地域を活力にあふれた 総合的、 各般 計画

な交流・連携を促進すること。 また、都市や農山漁村等の広域 的

に配慮した適切な措置を講じるこ 山間部農地等については、国土管理 より放置されている山村の森林、中 5、人口の減少と高齢化の加速等に

躍的な増大にかんがみ、地方空港の 整備を積極的に推進すること。 高速交通網の整備を推進すること。 特に、航空輸送の果たす役割の飛 高規格幹線道路および空港等、

ジェクトであり、早期着工、早期完 国土の均衡ある発展に不可欠なプロ 7、整備新幹線の整備については、

報化を促進すること。 向上のため総合的、計画的な地域情 8、情報格差の是正、住民サ 成を目指して推進すること。 ビス

第2278号

要であることにかんがみ、第9次港 る地域づくりをはかるうえからも重 9、港湾整備事業は、豊かで活力あ 推進すること。 TV等の高度情報通信基盤の整備を 光ファイバー網、移動体通信、 充等により、自治体ネットワ 特に、電気通信格差是正事業の拡 C A

実に推進すること。 10、第六次海岸事業七箇年計画を着 湾整備七箇年計画を着実に推進する

する振興施策を積極的に推進するこ 半島地域、 過疎地域、 辺地、 離島などの町村に対 山村 豪雪地

五 地域活性化対策の推進

みよい地域社会を構築する必要があ をはじめ、若者も定住する豊かで住 に活性化し、少子・高齢化への対応 国土の均衡ある発展をはかる見地 財政基盤の弱い町村を重点的

む地域づくりを推進するため、 1、町村が自主的・主体的に取り組 よって、 国は次の事項を実現され ふる

できるよう、地域活力創出プラン関 かつ総合的な取り組みを行うことが くり」「地域経済再生」等に主体的 さと関連施策を充実すること。 特に、 地域が創意に基づき「 人づ

> 活用の促進をはかるとともに各種活 3 特別な財政措置を講じること。 保全、水源涵養等の公益的な機能の 連事業を推進すること。 に支援すること。 動への住民参加の促進対策等を強力 め、文化、スポーツ施設の整備と利 に対する振興施策を推進するため、 重要性にかんがみ、これら特定地域 地域づくりと住民生活充実のた 半島地域、離島などの持つ国土 過疎地域、 辺地、山村、 豪雪地

充実すること。 成・確保、定住促進対策等の取組を 支援するため、 益的役割の見地から、 4、農山漁村地域が果たしている公 国土保全対策事業を 後継者の育

施策および農林漁業振興対策を強力 漁業の体質強化をはかるため、地域 5、ウルグアイ・ラウンド農業合意 に推進すること。 計画等を尊重しつつ、農山漁村関連 の自主性、主体性ならびに事業実施 ている農山漁村地域の活性化と農林 齢化などにより、地域活力の低下し に伴う厳しい影響と人口の減少や高

対応した地域の情報化を促進するた 度情報通信基盤の整備等を推進する 情報拠点施設およびCATV等の高 ともに、高度情報通信社会の進展に め、光ファイバー網、移動体通信、 情報通信格差の是正をはかると

町村が行う情報システムの共同開発 果を利用することを可能にする町村 の取組を推進するとともに、複数の 7、地域住民が不便なく情報化の成

推進するとともに、

充実すること。 流・国際協力事業および在日外国人 9、国際化に対応した地域づくりの ため、町村が実施している国際交 に関する対策等について財政措置を

学校等の教育施設、公共下水道、 的かつ機動的に推進すること。 活性化をはかる見地に立って、 や生態系に充分配慮しつつ、町村の の事業量を確保し、地域の実態に即 緊急に整備する必要があるので、 棄物処理施設等の生活環境施設など 11、人口が急増する町村は、小 ト地域の整備にあたっては、

六、子育て支援対策の推進

ることのできる環境づくり等の強力 る社会、子どもを安心して生み育て め子ども自身が健やかに育っていけ の増大、社会の活力の低下等への影 性、社会性が育ちにくく、また、 いの減少などにより、子どもの自主 少子化の中で、子ども同士のふれあ な推進が求められている。 響が懸念される状況にある。このた 会保障費用にかかる現役世代の負担 わが国においては、近年の著しい

経済停滞地域等に対する経済対策を 8、地域産業創造対策の充実および め税制および金融上の措置を拡充す 財政措置をはじ

ついて弾力的な運用をはかること。

するよう財政措置を強化すること。 自然

事業に対して支援すること。

また、地域雇用開発等促進法等に 総合保養地域整備法によるリゾ

新 N 縚 介

情報公開法の解説と国会論議

市民のための情報公開法の使い方― 政府情報入手の最強ツール 基晃著 (はたけもとあき)

なってくるものと思われます。 町村の三/四は条例が未整備との統 めません。 関しては、地方自治体による条例制 計もあり、今後はその対応が急務と とを考えると、ようやくとの感が否 定等の活発な動きが先行してきたこ しました。 国レベルでの法律制定は 開かれた行政」に向けての大きな 一歩といえます。 但し、情報公開に 五月七日に「情報公開法」が成立 ただ一方で、未だ全国市

報も豊富に盛り込まれています。 また、本書の特長として、成立過程 の仕組みと手続の流れを、条文に即 理解しやすいように、基本的な法律 ても触れるなど、著者ならではの情 においてなされた国会論議等につい してわかりやすく解説しています。 に直接携った著者が、一般読者にも 本書は「情報公開法」の制定過程

みてはいかがでしょか。 ている自治体は勿論のこと、条例の その実務に十分堪え得る内容となっ 修正に着手されている自治体には、 従いまして、既に条例を制定され 是非一度、 目を通して

定価:三、二〇〇円

発行:青林書院(せいりんしょ

判型:A 5 / 三〇〇百

FAX: O三-三八|四-|三|六 TEL:○三-三八一五-五八九七

8

進すること。 対策を総合的、 よって、国は子育て支援のための

計画的かつ緊急に推

t 社会福祉対策の推進

くり等の推進が課題となっている。 者が安心して暮らせる福祉のまちづ 対応した保育制度の充実および障害 る。このため、地域住民のニーズに 育機能や介護機能が低下してきてい 化の進行等に伴い、家庭における保 よって、 夫婦共働き世帯の一般化、核家族 国は次の事項を実現され

1、児童福祉対策等の推進 ① 保育制度の充実

を策定すること。 の終了に伴う、新たな保育対策事業 ア、「緊急保育対策等五か年事業」

担を地方へ転嫁しないこと。 財政措置を充実すること。 はかるとともに、特別保育にかかる イ、保育所運営費の基準の改善を 保育制度にかかる国の財政負

町

び施設の総合化をはかること。 措置を充実すること。 保育所、幼稚園の連携強化およ

児童健全育成対策にかかる財政

(第三種郵便物認可)

حے (4) 母子、父子家庭対策を充実する 乳幼児にかかる医療費の無料化

2、障害者福祉対策の推進 を制度化すること。

(2)障害者プランを着実に実施する 障害者保健福祉対策にかかる財

政措置を充実すること。

ےے る措置費基準の改善をはかること。 (4) 障害者スポーツの振興をはかる ③ 身体障害者更生援護施設にかか

費にかかる財政措置を充実するこ (1) 市区町村社会福祉協議会の活動

かる財政措置を充実すること。 (2) 民生 (児童)委員の活動費にか

環境づくりが重要である。 担う子どもたちを時代の進展に即応 ため、安全かつ快適で特色ある教育 し、心身ともにたくましく育成する よって、 国は次の事項を実現され

保するとともに、財政措置を充実す 1、義務教育施設等整備事業につい ては、町村が必要とする事業量を確

飯給食に対する財政措置を講じるこ る財政措置を充実するとともに、米 情に即した給食施設及び設備にかか

財政措置の充実をはかること。 化をはかること。 送受信料免除措置を継続すること。 3、学校図書館図書の整備に対する

ること。 図ること。

3、社会福祉協議会等の充実

進八 義務教育施設等の整備促

||一世紀を間近に控え、わが国を

2、学校給食については、地域の実

また、集団食中毒対策の充実・強

をするため、学習指導要領の改訂を 5、心豊かなゆとりある教育の実現 小・中学校等にかかる現行の放

するため、

強化 九、青少年の健全育成対策

会が一体となって強力に推進する総 のため、家庭、学校ならびに地域社 合的な対策が必要である。

2、学校生活におけるいじめや、 ア育成活動等青少年育成国民運動を 1、青少年の団体活動、 一層推進すること。 ボランティ

Ó 生涯学習等の振興

がある。 るようそれぞれの地域の実情にあっ 心にゆとりと潤いのある生涯を送れ た生涯学習推進体制を整備する必要 習機会を選択して学ぶことができ、 人々がいつでも、自由に多様な学

町村が必要とする事業量を確保する とともに、財政措置を充実するこ よって、 生涯学習振興事業については、 国は次の事項を実現され

を確保するとともに、財政措置を充 ついては、町村が必要とする事業量 2、生涯スポーツの普及振興事業に

また、少人数教育を促進 一学級定数基準を緩和す

の

よって、国は次の事項を実現され 二一世紀を担う青少年の健全育成

その他児童・生徒を健全に育てるた 行等の問題行動が多発している現状 めの心の教育を一層推進すること。 にかんがみ、生徒指導の充実強化、

費基準の改善をはかること。

よう財政措置を充実すること。特 祉施設 (特別養護老人ホーム、養護 ショートステイ事業等) 及び老人福 ービス事業、ディ・サービス事業、 に地域の実情に応じた整備ができる 必要とする事業量を確保するととも 老人ホーム等) については、町村が (2) 在宅福祉施策 (ホームヘルプサ

実すること。

3、史跡等文化財保護に対する財政 措置を充実すること。

進 老人保健福祉対策の 推

る必要がある。 システムに対応した基盤整備を計画 きがいと健康づくりを強力に推進す 的に推進するとともに、高齢者の牛 高齢社会の到来を踏まえ、新たな

たい よって、国は次の事項を実現され

老人保健対策の推進

合を拡充すること。 老人医療費に対する国の負担割

負担すること。 と。また、退職者にかかる老人医療 費拠出金の全額を退職者医療制度で る老人加入率の上限を撤廃するこ 老人医療費拠出金の算定にかか

を充実すること。 ③ 老人保健事業にかかる財政措置

とともに財政措置を充実すること。 町村が必要とする事業量を確保する 老人福祉対策の推進 介護老人保健施設については、

養護老人ホー ム等にかかる措置

設置基準等の緩和をはかること。

小規模特別養護老人ホーム等の

活 動

3、痴呆性老人に対する総合的対策 充実すること。 できる機会を確保するための対策を 活かせる適当な仕事に従事し、教 充実すること。また、知識と経験を の機会を確保できるよう雇用対策を (3) 経済等社会活動に積極的に参加 高齢者がその実態に応じ、就業

介護保険制度の円滑な

の推進をはかること。

あり、 あり、 おいて、 たすことが必要である。 意見を尊重することはもとより、 安定的に運営するためには、町村の 向けて懸命に努力しているところで 要である。町村においては、平成十 となって取り組むことが何よりも重 二年四月からの介護保険制度施行に 高齢化が著しく進行する我が国に 都道府県がその役割を十分に果 同制度を円滑に導入し、かつ 国 高齢者介護は喫緊の課題で 都道府県、市町村が一丸

Ιţ

よって、 国は次の事項を実現され

の運営を推進すること。 正かつ、より効果的な制度運営のた 町村が希望する場合には、公平、公 市町村が保険者となっているが、 1、保険者について 都道府県単位の広域連合組織で 市

2、保険料について

低所得者に対する保険料につい 減免措置を講じるとともに、

> 財政補填制度を創設すること。 同措置にかかる国、都道府県による

により高額な保険料となる場合につ いては、実態に即した適切な措置を また、保険者の責に帰さない事由

険料にかかる特別徴収の対象範囲を 拡大すること。 ②事務の効率化のため、

費により補填すること。 生じる歳入欠陥については、

ついては二五%の外枠とし、 を措置すること。 整財源とされているが、調整財源に (2) 財政安定化基金にかかる財源 必要額

経費について財政措置を講じるこ 滑に実施できるよう、積極的な調整 をはかるとともに、調整にかかる諸

を行う支部を設置すること。 びに生活圏域を単位として審査判定 の提示及び連絡調整を行う本部なら て審査基準や不服に対する統一見解 とするため、都道府県の責任におい 公平、公正な認定を確実なもの

調査員等の研修を充実すること。

務委託料については、実勢に応じた

示すこと。

介護療養型医療施設の入所定員

都道府県

5、介護報酬について

酬の設定基準を早急に示すととも に、地域の実情を十分考慮するこ 介護報酬の設定にあたっては、

第1号保

財政調整について 国民健康保険の収納低下により 介護保険料の上乗せ賦課に伴 全額国

国の負担二五%のうち五%が調

市町村相互財政安定化事業が円 国及び都道府県の負担とするこ

要介護認定について

認定審査会委員報酬及び調査業 認定審査会委員の研修及び訪問

6 利用者負担について

についての対応策を講じるととも

研修を充実すること。

すること。 み、現金給付を含め、支援策を充実 する度合いが高いという現状に鑑 7、家族介護に対する評価について よる財政補填制度を創設すること。 に、同措置にかかる国、都道府県に いては、減免措置を講じるととも 町村においては家族介護に依存

象とすること。 ビスについては、 ② 同居家族に対する訪問介護サー 介護保険給付の対

10、事務費について

け入れ体制の整備等について、

保険施設からの退所者等にかかる受 う財政措置を講じるとともに、介護 ついては、継続的な措置がとれるよ

な財政措置を講じること。

きる方策を導入すること。 あるか否かについて市町村が確認で 給付されるサービスの内容が適切で 分な財政措置を講じること。また、 う支援体制を確立するとともに、十 務については、円滑に処理できるよ 市町村において行う苦情処理事

政令および省令等に委ねられる

るよう、介護基盤整備については、 介護基盤の整備について

報

低所得者に対する利用料負担につ

8、サービス提供事業体等について

(2) 政省令等によって関与しないこ 市町村特別給付については、

を含め十分な財政措置を講じるこ 人材の育成・確保等にかかる支援策 介護サー ビスが適切に提供でき 市町村介護保険事業計画に基づ 基準額を設定するとともに、早急に

数が、市町村の保険料水準に及ぼす

は、市町村介護保険事業計画が十分 影響が大きいことに鑑み、 反映されるよう措置すること。 が行う同医療施設の指定にあたって 介護支援専門員の地域的偏在等

定された現行福祉サービス受給者に

要介護認定において自立等と判

な財政措置を講じること。 務内容を早急に示すとともに、十分 執行については、所要人員を含め事 市町村における介護保険の事務の その他

得て規定すること。 にした上で、市町村の理解と納得を 事項については、その内容を明らか

法 るよう対処すること。 係法令において情報提供が可能とな 行うこと。 解と協力を得るため、 税情報等が必要となるため、関 J協力を得るため、的確な広報を介護保険制度に関する国民の理 第一号保険料の算定にあたって

支障が生じることのないよう、つな 特別養護老人ホーム等の運営に 介護保険制度の施行時にお ١١ 町

村

10

ぎ資金の融資制度等を創設するこ

推

進することが必要である。 の高度化や多様化等に対処するた サービスに対する地域住民のニーズ 増加等による疾病構造の変化、 急速な高齢化の進展、 総合的な地域保健医療対策を推 慢性疾患の 保健

よって、 国は次の事項を実現され

地域保健の充実

る財政措置を充実すること。 種になったことに伴うワクチン代の るよう財政措置を充実すること。 高騰に対処し、予防接種事業にかか ② 予防接種が集団接種から個別接 母子保健事業が円滑に実施でき

を充実すること。 情に応じて配置できるよう財政措置 確保をはかるとともに地域の実 保健婦、助産婦、栄養士等の養

すること び施設整備にかかる財政措置を充実 市町村保健センター の運営およ

2、地域医療体制の充実

実すること。 よび施設整備にかかる財政措置を充 自治体病院の経営健全化対策お

とともに、 看護職員の養成、確保をはかる 財政措置を充実するこ

支障をきたさないよう地元町村と十 営移譲等については、地域の医療に 国立病院・療養所の統廃合、経

(税)

3

国保財政の健全化及び保険料 負担の平準化に資するため、

第2278号

等にかかる財政措置を充実するこ 3、へき地診療所等の運営、 よび看護婦の確保ならびに施設整備 医師お

ح ンター にかかる財政措置を充実する 推進するとともに、 4、救急医療体制の体系的な整備を 救急医療情報セ

本的な改革の実現 四 国民健康保険

はすでに限界に達するなど制度の維 の負担および一般会計からの繰入れ 医療費の増嵩等により保険料(税) 加入率が高い等その構造的な体質の 持運営に支障をきたしている。 ため、財政的に脆弱であるうえに、 に比べ低所得者層が多くさらに老人 よって、

たい。 ること。 療保険制度の一本化を早急に実現す 担と給付の公平化をはかるため、 1、各種医療保険制度間における負 医

2、慢性期医療等に対する包括払い 相互に連携し合い、一貫した運用が にし、保健、医療、福祉の諸制度が 地方団体、民間等の役割分担を明確 直すとともに、薬価基準制度を抜本 の積極的な活用等診療報酬制度を見 できる制度を確立すること。 なお、一本化にあたっては、 国 分協議すること。

制度 (の抜

国民健康保険制度は、 国は次の事項を実現され 被用者保険

的に改正すること。

新たな国庫負担措置を講じること。

地域農政を推進し、 ことが必要である。

地の管理活動等中山間地域の公益的

Ιţ を確立すること。 るとともに、総合的な生産振興対策 Ιţ 法に基づく制度の創設等に当たって このため、食料・農業・農村基本 現在の自給率水準の向上をはか 食料自給率の設定に当たって 次の事項を盛り込むこと。

総合的対策を確立することが急務で 興、地域の活性化、定住の促進等の を解決するためには、農林業の振 2、中山間地域が直面している課題 接支払制度の導入については、 あり、当面、中山間地域に対する首

يح 保全等の公益的機能の周知をはかる 山間地域の果たしている国土・環境 と協力が不可欠であることから、中 めには、都市住民を含め国民の理解 直接支払制度の円滑な導入のた

指定町村を基準とする場合は、 として地方自治体が自然条件等が同 法、山村振興法等の地域振興立法の に基づき定めることとし特定農山村 (2) 特例

の 本

域農業と活力ある農山村を実現する 供給の確保、農業・農村の多面的機 能の発揮等を実現するため「食料・ 農業・農村基本法」 に基づく新たな ||一世紀における国民食料の安定

事項を盛り込むこと。

次の

対象地域は、明確で客観的基準

ついても対象地域とすることができ

等の不利条件にあると認める地域に

推進法に基づく新たな地域農政のは、土を料・農業・農村基本 セクター、 生産組織等とともに集落 るよう措置すること。

対象者には、認定農業者、第三

生産性の高い地 の確保、農地と一体となった周辺林 然生態系の保全に資する取組みや水 集落協定により定めることとし、自 協定により農地等の管理業務を行う 高齢者のグループ等も含むこと。

対象行為は、集落を単位として

のとすること。 機能の増進につながる行為を含むも 進するための事務費を確保するこ するとともに集落協定の策定等を推 公益的機能に十分配慮し、 負担とすること。 町村の事務はできる限り簡素化 財源については、中山間地域

全額国庫 の

れるまで実施すること。 向上等により対象地域での農業生産 3、優良農地を確保するため株式会 活動等の継続が可能であると認めら (7) 期間については、農林業収益の

権限を強化すること。 地利用計画の策定等に係る町村長の な措置を講じるとともに、地域の土 機等が行われることのないよう十分 社の農地取得に当たっては、土地投

障制度を確立すること。 新規参入を促進するため農業就業者 4、意欲ある担い手の確保・育成と 社会保障、年金等の身分保

5、次期WTO交渉に当たっては、 農業の有する多面的機能や食料安全

強く主張すること。

税水準を維持すること。 また、関税化に移行した米につい 国内生産に影響のないよう関

一六、農業対策の充実強化

必要がある。 強い農山村の構築を早急に実現する き二一世紀において安定した足腰の 本法に沿った対策を推進し、来るべ 状況において、食料・農業・農村基 大変厳しい状況にある。 このような 層の進展、過疎化・高齢化の進行等 わが国の農業・農村は国際化の一

よって、 国は次の事項を実現され

え、新規用途の開発等、国産米の消

イ、最近の米消費の実態を踏ま

1、米の需給改善と価格安定対策の

体制を確立すること。 は、生産者団体が主体的に推進する 次期生産調整推進対策について

ては転作面積を緩和すること。 し、転作の困難な中山間地域におい の実態と意向を反映できるものと 生産調整を円滑に推進するため 生産調整面積については、地域

対策を強化すること。 の優良品種の育成等転作作物の振興 するとともに麦、大豆、飼料作物等 作物ごとの転作助成金の単価を是正 生産調整実施者の実施メリット

場合の稲作経営安定対策を強化する を明確にするため、米価が下落した 際交渉の場において我が国の立場を な国際ルールづくりの実現に向け国 権利・義務のバランスの確保等新た 保障の重要性、輸入国と輸出国との

(8) 自主流通米価格の安定をはかる 加工用米制度を維持すること。 酒米等を安定的に確保するた

ため次の措置を講じること。

諸外国への援助米に活用する等の措 となる在庫米については食料不足の め、ミニマムアクセス米および過剰 置を拡大すること。 ア、米の在庫水準改善に資するた

生産費等地域の生産条件を十分反映 は、地域農業の安定をはかるため、 費拡大対策を強化すること。 (9) 平成十二年産米の政府買入価格

着実に推進すること。 かるため、「UR合意関連対策」を 化と活力に満ちた農山村の建設をは 際競争に耐えうる地域農業の体質強 国際化の進展に対応し、 早急に国

運用を避け、 力的に実施できるよう措置するとと 性、実施計画等を尊重し、 事業実施に当たっては地域の自主 容、期間が見直されたことに伴い、 なお、UR合意関連対策の事業内

また、転作面積は早期に提示するこ 達成都道府県の解消に務めること。 (5) 公平性を確保するため転作の未

るための必要な予算を確保するこ ځ 素化するとともに当該事務を推進す (6) 生産調整に係る町村の事務を簡

2、 UR合意関連対策の着実な推進 したものとすること。

地域の実情に応じて弾 画一的な

12

3、地域農業の体質強化と構造改善 ついて積極的に支援すること。 に配慮すること。 に努め、町村等の事業費負担の軽減 もに、事業実施に必要な予算の確保 特に、中山間地域に対する施策に

を推進すること。 成をはかる等「認定農業者等対策」 とした広域的な農作業受託組織の育 **充すること。また、認定農業者を核** 確保をはかるため就農支援資金を拡 営能力に優れた新規就農者の育成・ 資枠を拡大するとともに、意欲と経 をはかるため、スーパーし資金の融 ア、認定農業者の確保と経営改善 地域農業の担い手の育成・確保

する支援措置を強化すること。 委託等を推進する集落営農組織に対 により地域の農地流動化、農作業受 集落内の話し合いと住民参加

村

環境を整備すること。 持って農業活動を行うことができる 会の確保と高齢農業者が生きがいを ウ、女性の農業経営に参画する機

農業構造改善事業の推進

構造改善事業に代わる新たな事業を 構造の確立等をはかるため現行農業 旨に即し、望ましい農業経営・農業 を確保すること。 進をはかるため、「地域農業基盤確 立農業構造改善事業」に関する予算 ア、UR合意関連対策の着実な推 食料・農業・農村基本法の趣

負担金の軽減 創設すること。 農業基盤整備の推進と土地改良

第2278号

ため、平場地帯など条件に恵まれた 農業基盤整備を推進すること。 。域で大区画ほ場整備等の高生産性 生産性の高い地域農業を確立する

を簡素化すること。 基づく同意を要しないよう法手続き 益者負担のない場合は土地改良法に の一層の軽減をはかるとともに、受

設は国が管理すること。 の助成を拡充するとともに、国営か よび広域営農団地農道の維持管理費 んがい排水事業により建設された施 また、土地改良事業に係る施設お

(4) 農業者年金制度の改善

ڮ 営に必要な財源の確保をはかるこ するとともに、長期的に安定した運 涯所得の確保の観点から幅広く検討 保、経営移譲の円滑化、農業者の生 こと等を踏まえ農業の担い手の確 最近の状況が大きく変化している

地の保全・管理対策の強化 (5)耕作放棄地の増大等に伴う農林

放棄農地や放置森林等が増加傾向に 高齢化の進展に伴い、近年、 農山村地域における過疎化並びに 不在地主の増大等により、 離農農 耕作

以下の措置を講じること。 このため、中長期的視点に立って

セクター への経費助成の拡充 維持管理等を行う町村、公社、 ア、耕作放棄農地、放置森林等の 第三

農地保有合理化法人等が取得し、 主の農地、離農跡地を町村および イ、受け手のない優良農地、 不在 意

> 耕作および管理できないものについ 場合の事務手続きの簡素化 法人等の設立並びに耕作農地確保の する制度の創設工、農業公社、 細分化防止のための特例措置として ては、町村又は農協等が買取り管理 (6)ウ、相続に伴う農林地の粗放化、

> > 特に、

情報化の都市との均衡ある

農地利用規制等の改善

業用地のために農地を取得する場合 生活文化環境等の整備 4、農山村地域活性化対策の拡充と の制限の例外」とすること。 るとともに、土地開発公社が公共事 には、市町村と同様、「農地の転用

業を基幹産業とした多様な産業の総 はかる施策の実施が必要であり、特 貸付け金利引下げ等の特例措置を講 に中山間地域において採択条件の緩 合的振興等就業、所得機会の拡大を する条件を整備するためには、農林 ある農山村地域において若者が定住 自然的、 補助率の引上げ、負担金対策、 経済的に不利な条件下に

② 農山村の生活文化環境整備の促

じること。

び快適な農山村社会を建設するた 山村の道路 (基幹道路、生活道、 め、都市と比べて立ち遅れている農 農山村地域の生活環境の整備およ 林道など)、集落排水施設、 合併処理浄化槽等排水処理施

理する制度の創設と必要な財政措置 欲ある担い手に引き継ぐまで維持管 関係

なお、土地改良負担金の農家負担

農業委員会の見直しをさらに進め 農山村地域活性化対策の総合的

生活文化環境の整備を促進する事業 設 府県による代行制度を創設するこ 落排水施設の整備については、 を拡充・強化することとし、農業集 医療、 教育、文化、 福祉施設等 都道

発展をはかるため、 像情報を提供する事業を拡充するこ 農山村と都市との交流の推進 地域住民への映

交流を推進すること。 立するためグリー ンツーリズム等の 村との新たなパートナーシップを確 農山村地域の活性化や都市と農山

保全対策」を拡充すること。 つつ、地域の活性化をはかるため、 農山漁村関連施策」および「 地域の自主性・創意工夫を活かし 地方財政措置の拡充

充・強化をはかること。 の拡大等町村に対する財源対策の拡 また、一般公共事業債の対象範囲 農業生産・流通体制の総合的推

の特色等を活かした多様な農業生産 とした生産体制の確立、 を推進すること。 者、農村女性等の人材育成、④地域 域において育成すべき経営体等を核 農業の体質強化をはかるため、①地 の拡充国際化の進展に対応して地域 農業技術の導入・実証、③青年農業 農業生産体制強化総合推進対策 ②革新的な

保全型農業を総合的に推進するとと 費者の関心の高まりに対応し、環境 また、近年の有機食品に対する消

物の認証制度の確立をはかること。 もに有機農産物および特別栽培農産 (2) 畑作・園芸振興対策の強化

開発・普及等の施策を強化するこ の推進、機械化等先進的畑作技術の め合理的輪作体系の推進、用途転換 に対処し、その体質強化をはかるた ア、畑作農業をめぐる厳しい情勢

格の安定をはかること。 特に、 イ、野菜価格安定対策の拡充強化 麦、大豆の生産の振興と価

をはかること。

拡充すること。 軽減するための支援措置等の事業を 子牛等対策の強化、借入金の負担を の利用促進・処理施設の整備、肉用 ヘルパー制度の充実、家畜排せつ物 な発展をはかるため、 酪農及び肉用牛経営の安定と健全 畜産総合対策等の積極的推進 酪農・肉用牛

策を充実すること。

化、経営の安定等をはかるための施

対策の一層の強化をはかること。 また、海外悪性伝染病の侵入防止 農業生産資材対策の推進

促進、 るため、地域特産物の特性等に適し に中山間地域の農業の活性化をはか の効率的な生産・流通の促進、さら 環として、農業機械の効率的再利用 た農業機械の開発をはかること。 農産物の生産コスト低減対策の一 機械化に適応できるバイオ苗 肥料費及び農薬費の低減の

減等の施策を充実すること。 収促進がはかられるよう処理経費軽 また、農業用廃プラスチックの回

農業災害補償制度の改善に当たっ 農業共済制度の見直し

> 組織の簡素合理化に努めるとともに 部門の一本化について検討するなど ては、農産物の生産部門と災害補償 のとすること。 する等農業者の経営安定に資するも 品質低下等に伴う収入減少も対象に

流通の構造改革の推進 6、地域食品振興対策の充実と食品

(1) 地域食品振興対策の充実 ア、多様な消費者ニーズに対応

さと食品の高付加価値化、 営が不安定であるので、その体質強 水産関係加工産業は規模が小さく経 大等をはかること。 イ、農村地域に立地している農林 地場食品加工産業の育成とふる 販路の拡

ر ح の構造改善対策を積極的に推進する による低コスト・省力化等食品流通 ② 食品流通の構造改革の推進 ア、輸送技術、貯蔵技術の改善等

全性への関心の高まり等に資するた 7、農業技術の開発と普及等 方式の導入等をはかること。 HACCP (危害分析重要管理点) め、新たな品質管理システムである 消費者の適正な食品選択、安

資する研究開発を強力に推進するこ 術の開発等地域の特性に応じた農業 るとともに環境保全型農業の確立に に関する技術の開発・普及を推進す 中山間地域資源を活用した農業技

ţ 森林・ 林業対策の推進

は過疎化・高齢化が進行している。 の減少等厳しい情勢にあり、 境は、木材価格の低迷、林業従事者 地域森林の維持管理において、 国有林野事業の改革により、町村は ならない。また、森林法の一部改正、 の振興、山村の活性化をはからねば るためにも、森林の整備、地域林業 森林の有する多面的機能を維持す わが国の森林・林業を取り巻く環

1、地域における森林整備体制の確 な役割を担うこととなった。 よって、国は次の事項を実現され

とともに、要員の確保をはかるこ 村森林整備計画」を円滑に推進する ため、町村への財政措置を拡充する 町村の役割が強化された「市町

うこと の事業内容の一層の充実・整備を行 推進するため、「森林・山村対策」 (2) 地域における森林整備を円滑に

全に必要な財政措置を強化するこ 化、間伐の推進および里山林等の保 森林づくりの担い手対策、 また、「国土保全対策」における 、公有林

道延長」を加味すること。 林・林業行政費」を新設すること。 いて測定単位を森林面積とする「森 充実をはかるため、地方交付税にお (3) また、投資的経費の補正要素に 町村における森林・林業行政の 林

3

め、「公費造林」制度を創設し、 民有林の造林意欲を喚起するた 町

、山村で 村負担に対する財政措置を講じるこ

等を負担する場合の財政措置を充実 持等のため、上流域の森林整備経費 (5) 下流域の地方公共団体が水源維

森林基盤整備の推進

を強化すること。また、水源林造成 すること 基盤整備に必要な予算を確保すると 境整備事業」、「治山事業」など森林 事業の緊急かつ計画的な整備を推進 ともに、温暖化防止等への取り組み 「森林保全整備事業」、「森林環

計画的に推進すること。 基づく森林の保全整備、 ② 「第二次森林整備事業計画」 「第九次治山事業七箇年計画」 環境整備を に

な実施を促進すること。 に基づく治山事業の緊急かつ計画的 木材関連産業の基盤整備を促進

業を推進すること。 かるため、大規模林業圏開発林道事 林業の活性化と地域の振興をは

成措置を講じるとともに、災害復旧 必用とするので一般林道に準ずる助 じた扱いとすること。なお、作業路 場合の財政措置を拡充するととも に係る補助制度を検討すること。 の開設事業については多額の経費を また、林道等の新設・改良を行う 用地費については一般道路に準 適切な森林の保全管理対策の拡

ること。 実施する「間伐総合対策」を強化す 人工林において計画的な間伐を

的な取り組みを支援する措置を講じ 度を強化するとともに、地域の主体 野生鳥獣と人間との共生を基本 松くい虫等の森林病害虫防除制

対策を強化すること。 確立するとともに、異常繁殖の防止 とした抜本的な鳥獣被害防除対策を

防火森林、 ボランティア活動を支援すること。 動を推進するため、緑化推進事業や (4) 国民参加の森林や緑をまもる運 林野火災対策を拡充・強化し、 防火林道等の整備を推進

営改善 制度を拡充・強化すること。 セクター、森林組合等に対する助成 を適切に管理するため、町村、第三 4、林業における担い手の育成と経 (6) 不在村者所有森林等の放置森林

備をはかること。 みの所得の確保、 年雇用制度の確立、他産業従事者並 るとともに、研修制度等の充実、通 に関する法律」の適切な運用に努め るため、「林業労働力の確保の促進 林業労働力の育成・確保をはか 社会保障制度の整

条件をより一層整備すること。 森林組合を強化するため、広域合 また、森林組合作業班の機能の充 組織・経営基盤の強化のための 地域林業の中心的担い手である

(第三種郵便物認可)

成するため、「経営基盤強化林業構 実と体質の強化をはかるための措置 活力ある林業経営体を早急に育

造改善事業」を拡充すること。

5、木材の安定供給と需要の拡大 ため、特用林産振興対策を強化する

安定的な林業経営の推進を支援する

(4) 木材生産等との複合経営による

体質強化をはかること。また、国産 策を講じること。 材素材価格の安定をはかるための対 安定的供給体制の推進、木材産業の を整備し、流域一体となった原木の ① 木材の拠点的加工・流通施設等

発の支援や情報提供、PR活動を推 税制・金融上の優遇措置を講じるこ 進すること。 と。また、木材利用に関する技術開 かるため、 建設における国産材の利用促進をは ② 公共建物、公共土木事業、住宅 国産材を利用した場合は

ڮ に関する規制緩和の推進をはかるこ ③ 建築基準法における、木材利用

R合意を超える関税の引き下げ等に 6、中山間地域対策の推進 ることのないよう配慮すること。 よって、国産材に大きな影響が生じ (4) 次期WTO交渉においては、 U

されているが、林業・山村維持のた ら、中山間地の農業・農村を維持す 導入すること。 めに、直接支払制度等の支援措置を るための直接支払制度の導入が検討 国土保全・環境保全の観点か

るため、「中山間地域林業山村活性 化総合対策」を強化すること。 活力と魅力ある地域づくりを推進す (3) 林業・山村の活性化をはかり、 都市と山村の交流を促進し、 森

> るため、森林の総合利用整備を推進 7、国有林野事業の改革に伴う国有 すること。

林所在町村の振興

のないよう措置すること。 民間事業者等に委託する場合は、 元自治体に財政負担等が生じること 村長の意向を尊重するとともに、 管理業務を地方自治体や森林組合、 ② 国有林の公有化の推進や、

> を速やかに講じること。 に伴う諸制度の整備等、

漁業経営安定化対策の強化と漁

業基本法を制定するとともに、それ

所要の措置

に代わる新たな基本法、いわゆる漁

らかにするため、沿岸漁業等振興法

一世紀の漁業の向かうべきみちを明

食料産業として明確に位置づけ、二

の移行等漁業をめぐる最近の著しい

漁業基本法の制定新海洋秩序へ

情勢の変化に対応し、漁業を重要な

うこと。 融資枠の確保、貸付条件の改善を行 資金、木材産業等高度化推進資金の 農林漁業金融公庫資金、林業改善

町村有林に係る造林資金の拡充・強 化をはかること。 林整備の役割の重要性にかんがみ、 なお、地域林業振興に果たす公有

水産業対策の充実

り、国民生活と地域経済社会に大き 下が懸念される状況にある。このよ 業生産の停滞や漁村地域の活力の低 低迷や就業者の高齢化等により、漁 く貢献しているが、近年は、 定供給という重要な役割を担ってお わが国の水産業は、水産食料の安 、資源の

林の多面的機能に対する理解の醸成 や山村住民の所得機会の拡大をはか

はかるためには、水産業対策をさら

に充実する必要がある。

うな状況に的確に対処し、水産業の

一層の振興と活力ある漁村の形成を

たい。

よって、

国は次の事項を実現され

する支援措置を拡充すること。 化するため、流域管理システムに対 国有林、民有林一体の管理体制を強 適切な森林整備を行うこと。また、 維持管理が低下することのないよう 織・要員の合理化等により、森林の 国有林野事業の改革に伴う組

林業金融の充実

とともに、水産制度金融および税制 種の実情に即した経営対策を講じる 活を維持できるよう、地域および業 業就業者の育成・確保 意欲のある漁業者が漁業を基盤に牛 厳しい漁業経営環境に対処し、

ともに、 するため、漁協の合併を促進すると の措置を講じること。 等の諸対策を強化すること。 また、漁協系統の経営基盤を強化 漁協運営の活性化等のため

の育成を強化すること。 確保対策と意欲と能力のある担い手 行に対処するため、新たな漁業者の ② 漁業就業者の減少と高齢化の

の強化と操業秩序の確立 滑な制度運営を推進すること。 害等補償制度について、 漁獲可能量 (TAC) 管理体制 漁業災害補償制度および漁船損 引き続き円

水産資源管理を的確に実施するた TAC管理体制の充実強化に努 新しい日韓漁業協定の下におけ わが国周辺二〇〇海里水域内の

講じること。 監視体制を強化する等厳格な措置を に、当該水域を含め操業体制、漁獲 業条件の早期確定に努めるととも をはかるため、暫定水域における操 る操業秩序の確立と資源管理の徹底

努めること。 また、日中漁業協定の早期発効に

定化をはかるため、資源管理型漁業 全し、その有効利用と漁業経営の安 つくり育てる漁業の振興 わが国周辺水域の水産資源を保 資源管理型漁業の一層の推進と

をはかること。 ても引き続き栽培漁業の一層の振興 かるため、平成十二年度以降におい わが国周辺水域の資源回復をは を一層推進すること。

努めること。 養殖業にかかる施策の充実・強化に 度の円滑な実施をはかるとともに、 る法律が制定されたが、今後この制 養殖の持続的生産の確保に関す

成十二年度以降においても、内水面 水面地域の活性化をはかるため、平 活性化総合対策事業を引き続き実施 内水面漁業・養殖業の振興と内

第九次漁港整備長期計画、 漁業生産基盤および漁村生活環 第四次

沿岸漁場整備開発計画および第六次

活

備を、引き続き実施するとともに、 海岸事業七箇年計画に基づく施設整 実施することができるようはかるこ これらの諸事業を一体的・有機的に

ついて、 創設すること。 また、 漁業集落排水施設の整備に 都道府県による代行制度を

6、活力ある漁業・漁村づくりの推

続き実施すること。 はかるため、沿岸漁業活性化構造改 善事業を、平成十二年度以降も引き 漁業および漁村社会の活性化を

ے 生活の場としてその活性化をはかる 成一二年度以降も引き続き推進する よる「美しい村づくり対策」を、 ため、農業・林業・水産業の連携に (2) 漁村を豊かで潤いのある生産・ 平

推進すること。 り、水産業を核とする地域づくりを 等の組み合わせ、豊かな自然や地域 の個性ある伝統文化の活用等によ (3) 漁業と海洋性レクリエーション

と価格対策の推進 7、水産物の流通・加工・消費対策

おいても、その導入が容易となるよ の導入が進んでいるが、水産加工業 CCP(危害分析重要管理点)方式 う適切な措置を講じること。 の大部分を占める中小・零細企業に 新たな衛生管理方式であるHA

努めるとともに、魚食の普及と国産 水産物を中心とする消費拡大対策を ② 多様化・高級化する消費者の二 ズに対応した水産物の安定供給に

> 応した原産地表示を推進すること。 断に資するため、水産物の実態に適 入水産物について、関税の引き下 また、消費者の購入時の適切な判 次期WTO交渉においては、

非関税措置の撤廃が行われるこ

確立するため、油回収船の配備、 除資機材の備蓄等の油濁被害防止対 海岸の汚染に即応できる防除体制を もに、町村の海浜清掃等環境美化運 動に対し積極的に支援すること。 に推進する施策の充実をはかるとと 大規模油流出事故による漁場・ 防

9、外国二○○海里水域内等での操

が可能となるよう、関係国の資源調 供給を確保するため、わが国漁船に 査への協力等の事業を引き続き実施 よる外国二○○海里水域内での操業 合った供給が確保できない魚介類の すること わが国周辺水域内では需要に見

型捕鯨業等の商業捕鯨の早期再開に の合理的利用をはかるため、 科学的根拠に基づいた鯨類資源 沿岸小

引き続き推進すること。

8、漁場・沿岸環境保全対策と油濁 とのないよう努めること。 被害防止対策の推進

策を早急に確立すること。 産関係の環境問題全般についての対 関する技術開発、内分泌かく乱物質 ステムおよび赤潮・貝毒の防除等に に係る魚介類への影響の解明等、 漁業系廃棄物の処理・再利用シ 水

② 海浜および漁場の美化を総合的

策に係る財政措置を拡充すること。

策を引き続き推進すること。

10 向けて努力すること 技術開発の推進と試験研究の強

充 験研究を充実強化すること。 ĺĆ 11 水産各分野における新技術の開 国および都道府県の水産関係試 漁村地域に対する財政措置の拡 導入を積極的に推進するととも

化する必要があるので、 興、漁村の活性化を自主的、主体的 り、総じて財政基盤が脆弱な町村が に推進するためには、財政基盤を強 条件に恵まれない条件不利地域であ る漁村は、地理的、 沿岸、離島、半島等に立地してい このような町村が漁業の振 社会的、 農山漁村対 経済的

九

地域商工業振興対策の

企業誘致の推進をはかる必要があ 資するため、地域産業の育成並びに 業の均衡ある発展及び雇用の確保に 農山漁村地域における農業と商工

1、工業等の導入促進と地域産業の よって、 国は次の事項を実現され

た地域内発型産業の育成をはかるこ 域に賦存する技術等の資産を活かし 進するとともに、地域資源または地 性のある工業等の導入を積極的に促 導入基本方針に基づき成長性と安定 度等の充実、第七次農村地域工業等 に推進するため、産業再配置促進制 多様な就業機会の確保を積極的

交流を促進する施策を拡充するこ するため、 (2) むらおこし等による地域産業の 観光資源の開発等を一層推進 地域と都市住民との相互

町

村

関については、貸付規模の確保と貸 応できるよう政府系中小企業金融機 めの総合的対策を拡充すること。 町村の中心市街地を活性化させるた とともに、空洞化が深刻化している 中小企業の資金需要に円滑に対 地元中小小売店の振興をはかる 地元商工業対策の強化

悪化している中小企業の資金調達の 付条件の改善をはかること。 また、貸し渋りにより資金繰りが

第2278号

拡充強化すること。 用補完制度の拡充等貸し渋り対策を 円滑化をはかるため、中小企業の信

Ó 生活環境の整備促進

必要がある。 活環境の整備対策を強力に実施する みやすい地域社会をつくるため、 国民が真に豊かさを実感できる住 生

よって、 国は次の事項を実現され

1、水道施設の整備促進

備にかかる財政措置を充実するこ ① 上水道施設、簡易水道施設の整

ځ

充実すること。 (2) 高料金水道に対する財政措置を

排水処理施設の整備促進

道整備を重点的に推進するととも 充実すること。 着実な実施をはかるとともに、著し に、下水道整備にかかる財政措置を く整備が立ち遅れている町村の下水 第八次下水道整備七箇年計画の

(普及率全国ベース五六%、 町村部

境整備事業については、町村が必要

(2) 農業集落排水事業、

漁業集落環

とする事業量を確保するとともに、

実をはかること。 を確保するとともに、財政措置の充 ついては、町村が必要とする事業量 財政措置を充実すること。 ③ 合併処理浄化槽設置整備事業に

検査項目等の統一をはかる等、 理施設への相互接続の弾力化、 (4) 各種排水処理事業において、 水質 排水 処

行えるようにすること。 廃棄物処理対策の改善強化

クル性の攻城・廃棄物の量の削減に 生利用対策を強力に推進すること。 立と需要の拡大等総合的な廃棄物再 また、製造事業者が製品のリサイ 低コストのリサイクル技術の開

強化すること。

再商品化の促進等に関する法律」(容 ど町村が積極的に取組めるよう配慮 について財政支援措置を充実するな および収集・運搬にかかる必要経費 向けて、ストックヤード等施設整備 器包装リサイクル法)の完全施行に すること。 (3) 「容器包装に係る分別収集及び

(家電リサイクル法)の本格施行に あたっては、町村の実情を十分勘案 強化するとともに、 ついては、製造、販売業者の監督を 廃タイヤ等処理困難な物品の処理に ことのないよう考慮すること。 し、町村に過重な財政負担が生じる (5) 有毒な新素材の使用を禁止し、

すること。

融化施設整備を重点的に推進するこ 村の廃棄物処理施設および焼却灰溶 年計画の着実な実施をはかるととも に、著しく整備が立ち遅れている町 第八次廃棄物処理施設整備七簡

取り組むよう強力な指導を行うこ

処理体制を確立

域に対する環境整備対策を検討する 産業廃棄物処理施設等の周辺地 処理事業の効率的、一体的な整備を

リサイクル製品の流通体制の確

⑷ 「特定家庭用機器再商品化法」

確立するとともに、廃棄物焼却施設 防止するため廃棄物処理にかかる抜 処理技術の開発等、 における焼却灰や周辺土壌の無害化 小規模施設における発生防止技術を 本的な対策を推進すること。特に、 4、ダイオキシン類の対策強化 民に対する教育を確立すること。 め、環境保全を基本理念とした全国 ダイオキシン類の発生を未然に 根本的なごみの減量化を図るた 試験研究を拡充

シン類の排出削減対策および環境影 講じること。 造等については、十分な財政措置を 充実すること。特に、既存施設の改 響等の実態調査にかかる財政措置を ③ RDFの燃料としての利用促進 一般廃棄物処理施設のダイオキ

明確化等をはかるとともに、財政措 のため、その規格および安全基準の 置を拡充すること。 第六次都市公園等整備七箇年計

都市公園整備事業を重点的に推進す 画の着実な実施をはかるとともに、 ること。 著しく整備が立ち遅れている町村の

かる財政措置を充実すること。 6、火葬場・斎場等の施設整備にか

||一、道路の整備促進

る道路網の整備は重要かつ緊急の課 のとするため、社会経済活動を支え 国民のふるさととして活性化し、地 域住民の生活を豊かな潤いのあるも 国土の七割強を占める町村を広く

題となっている。 よって、国は次の事項を実現され

第2278号

道路網の整備促進

占める市町村道の改良率は四九・三 (道路実延長のうち、八三・八%を 的に推進できるよう配慮すること。 立ち遅れている町村道の整備を重点 施をはかるとともに、整備が著しく 舗装率は一六・二%) 道路整備五箇年計画の着実な実

進すること。 これに関連する幹線道路の整備を促 の道路整備を推進すること。 るとともに、特定地域の開発のため 道の均衡ある道路網の整備を推進す ③ 高規格幹線道路網の整備および 国道・都道府県道および市町村

政措置を充実すること。 等を積極的に推進するとともに、財 止するため法面保護、落石防止事業 的助成の強化をはかること。 大など資金コストの低減等による公 制を堅持するとともに三%路線の拡 備を推進するため、全国料金プール また、高速自動車国道の着実な整 落石、崩土等の発生を未然に防

くて 4、里道の譲与にかかる調査費につ に推進できるよう配慮すること。 るとともに、歩道等の整備が重点的 事業七箇年計画の着実な実施をはか 3、第六次特定交通安全施設等整備 十分な財政措置を講じるこ

河川等の整備促進

真に豊かな生活を実現するため、

緊急の課題である。 治水事業を積極的に推進することが

よって、 国は次の事項を実現され

等の治水事業を重点的に推進するこ 整備が立ち遅れている準用河川改修 実な実施をはかるとともに、著しく 1、第九次治水事業七箇年計画の着

ےے もに、 箇年計画の着実な実施をはかるとと 2、第四次急傾斜地崩壊対策事業五 態系の維持に十分配慮すること。 また、事業の実施に当たっては、 必要な事業量の確保をはかる 生

災害復旧対策を確立すること。

なお、阪神・淡路大震災被災町村

の復興対策を推進すること。

するとともに、財政措置の充実を含

め、災害予防対策、災害応急対策

町村等にわたる総合調整体制を強化 対応できるよう、国、都道府県、市 まえ、災害に対し、迅速かつ的確に

阪神・淡路大震災等の教訓を踏

大震災等災害対策の確立

実な実施をはかること。 3、第六次海岸事業七箇年計画の着 4、水路等普通河川の譲与にかかる

講じること。 調査費について、十分な財政措置を

||||、土地対策の確立

必要がある。 合的な土地政策を機動的に実施する 地基本法の基本理念を踏まえつつ総 る地域づくりを目指す観点から、土 ととされているが、豊かで安心でき 向けた流れを中長期的に定着するこ 土地政策については、有効利用に

取得が困難な状況には、 べきである。 また、地方公共団体の公共用地の 特に配慮す

よって、 国は次の事項を実現され

および国・地方を通ずる施策の総合 機動的に実施するため、関係省庁間 土地に関する施策を総合的かつ

> 利用計画の整備がはかれるよう、 供者(代替地提供者を含む)に対す 定住宅地造成事業にかかる公有地提 2、特定土地区画整理事業および特 限を拡充すること。 召用計画の整備がはかれるよう、権また、町村における総合的な土地

制度を改正すること。 扱いとし、円滑に取得できるように び同五条の権利移動の制限につい とみなさないよう措置すること。 (五、〇〇〇万円まで)については、 る対象事業の範囲を拡大すること。 は、農地法第四条の転用の制限およ 目的として農地を取得する場合に 代わって、公共用地としての利用を 5、土地開発公社が地方公共団体に 老齢福祉年金支給停止にかかる所得 として土地を譲渡した場合の所得 税特別措置法の特別控除が認められ 度上の事業認定をうけることなく和 3、公共事業について、土地収用制 て、地方公共団体の場合と同様の取 老齢福祉年金受給者が公共用地 公共用地の取得を円滑にするた

の確保と財政措置を充実するととも 画の策定にあたっては、所要事業量 6、新たな国土調査事業一〇カ年計 に、再調査についても財政措置を講 じること。

四 災害対策の推進

は、豊かで住みよい地域社会を形成 命・身体・財産などをまもること 各種の災害から、地域と住民の生 調整をはかること。

え、災害対策の一層の充実をはかる 阪神・淡路大震災等の教訓を踏ま するため不可欠の政策課題であり、

必要がある。

よって、

国は次の事項を実現され

げること。 る譲渡所得税の特別控除額を引き上

たい。

ること。

また、公共施設等の耐震性、

不燃

害に対する安全性を充分なものとす

③ 基幹となる交通、通信施設の災

インの安全性の強化をはかること。

電気、水道、ガス等のライフラ

化対策を強化すること。 (5)特に農道、 公園・緑地および緊急輸送道 貯水槽の整備および井戸の活用)町村週報の購読● 林道等を整備するこ

〒一〇〇 〇〇一四 東京都千代田区 りしてから折返し御送金ください 広報部へお申し込みください 年間 話番号をお書きのうえ、全国町村会 永田町1・11・35全国町村会広報部 「町村週報」の購読を希望される方 一部千五百円 料金は請求書をお送 八ガキに住所、氏名、職業、電

進すること。

町

ムの整備、確立、

強化を推進するこ

活 動

材整備について万全の備えを行うこ 料の備蓄および炊き出しのための資 による緊急時の生活用水の確保、食

動環境を整備すること。 また、災害ボランティアの育成と活 び補償制度の確立をはかること。 進できるよう、財政措置の充実およ の育成・強化とその活動が円滑に推 防災基本計画の着実な実行をは 災害等に対応する自主防災組織

み合わせた総合的な対策を確立、 種災害に対するハード・ソフトを組 直しを行うこと。 かるとともに、必要に応じてその見 地震、津波、噴火、 豪雨等、 推 各

4、非常時における情報通信システ を高めるための調査研究を推進する めにも重要であるので、さらに精度 3、地震予知については、実際に地 震が起こった際の被害を軽減するた

いても緩和すること。

村

壊危険箇所をすみやかに解消するこ 択基準を緩和し、町村の急傾斜地崩 計画的に推進するとともに、 5、第四次急傾斜地崩壊対策事業を 現行採

山地域の防災対策に万全を期するた 積極的に推進するとともに、特に火 り等土砂災害対策を推進すること。 施をはかるとともに、砂防、地すべ また、雪崩災害対策事業の早期実 土石流対策として火山砂防事業 治山治水事業および海岸事業を

第2278号

実 7 および防災対策総合治水事業等を充 推進すること。

災害救助その他応急対策等の充

急対策の充実をはかること。 コプター・ヘリポートの整備等、 迅速な適用および災害救助用のヘリ 災害救助法の救助基準の改善と 応

指定基準について見直しを図るこ 共土木施設災害復旧事業等に関する の社会経済情勢の変化に対応し、公 (2) 激甚災害について、制度発足後

るため、激甚災害の早期指定に努め な被害を蒙った地域の早期復旧を図 事業を積極的に推進すること。 るとともに、激甚災害対策特別緊急 なお、天災融資法の適用基準につ 地震、風水害等により甚大

をはかること。 護資金の貸付けの限度額等の引上げ に対する財政措置を充実すること。 救助活動にともなう町村の費用負担 災害弔慰金の支給および災害援 海難・水難および山岳遭難等の

をはかるなど、再度災害、連年災害 るとともに、復旧事業の対象の拡大 に対する総合的対策を確立するこ 改良復旧方式を積極的に採用す

び地方交付税措置の充実をはかるこ 9、町村が自主的に実施できる防災 防止対策の拡充をはかること。 まちづくり事業にかかる地方債およ は、その弾力的運用により再度災害 特に、災害関連緊急事業について

すること。

ځ

五

よって、国は次の事項を実現された るとともに、救急に対する国民の一 実、大規模災害対策の推進等をはか 安全を確保するため、消防力の充 風水害等災害に対応し、地域住民の 多様化、大規模化する火災、 一層の充実をはかる必要がある。 ズの高まりに対応する救急業務の 社会経済情勢の変化等により複雑 、地震、

消防施設の整備

かる財政措置を充実すること。 ポンプ自動車等消防施設の整備にか 消防ポンプ自動車、 水槽付消防

施設を充実すること。 大規模災害対策等の推進

プター の計画的配置を推進するこ 動の実施体制を整備するためヘリコ 広域的かつ機動的な消防防災活

② 防災行政無線網の整備を推進す

かる財政措置を充実すること。 推進をはかること。 ③ 林野火災に対する総合的対策の

また、自然災害防止事業債を拡充

町村消防の充実強化

島および半島等の地域について消防 過疎、へき地、山村、豪雪、

たっては、十分な財政措置を講じる

ること。

置を充実するとともに、救急隊員に 3、高規格救急自動車、高度救命処 置用資機材等の整備にかかる財政措 ム等、消防水利多様化推進事業にか (4) 自然水利活用遠距離送水システ

4、消防団の活性化をはかるため、 対する教育訓練を充実すること。

はかること 施設装備および教育訓練等の充実を

見直し 二六、戸籍制度等の抜本的 な

り、事務が煩雑になっている。 双方を有する者、又は、いずれか一 方が町村外にある者等に分かれてお 流動が激しく、町村に本籍と現住所 戸籍事務については、近年住民の

たい よって、 国は次の事項を実現され

2、 戸籍事務についての電算化にあ 抜本的見直しを行うこと。 制度にするなど、現行の戸籍制度の 本籍と現住所を一本化した戸籍

するものとなるよう留意するととも 報の保護に十分配慮の上、市町村の 3、住民基本台帳ネットワークシス に、導入費用および運営経費に対す 事務負担の軽減、情報化の推進に資 テムの制度化にあたっては、個人情 る必要な財政措置を講じること。

新たな対応二七、非常勤職員等の雇用 ത

が必要である。 ている行政サービスを提供するた あり方について制度を確立すること 員・臨時職員等の雇用および処遇の 高齢社会の到来等により多様化し 時代に適合した新たな非常勤職

よって、国は次の事項を実現され

ルールを確立すること。 じることのないよう早急に統一的な 身分等の取扱いにおいて不利益が生 2、公益法人等に派遣される職員の 適合した雇用制度を整備すること。 なっている現状にかんがみ、時代に および臨時職員の活用が不可欠に ホームヘルパー等の非常勤職員

行経費の基準の改善 国会議員の選挙等の執

حے の基準額の算定については、実情を ている国会議員の選挙等の執行経費 区・市・町村の別により設定され 引続き所要の改善をはかる

二九 地域交通対策の推進

的な施策を講じる必要がある。 供できるよう、従来にも増して積極 通として必要なサービスを住民に提 きく変化している中、 めて廃止となるなど、交通事業が大 てきた需給調整規制が目標期限を定 事業全般について、その根幹をなし 規制緩和推進計画を受けて、 町村は生活交 交通

1、需給調整規制廃止に伴う乗合バ をはかられたい。 ことで、生活交通の確保方策の確立 よって、 国は次の事項を実現する

合った安定的な財源を確保するこ 必要不可欠であるため、これに見 制度については、地方財源の充実が スの環境整備方策の確立 生活交通確保のための公的補助

うにすること。 り扱いについて最大限尊重されるよ 住民、関係者の協議・合意に基づい ついては、地域の足をどう確保して て講じられていることから、その取 いくかということについて、地域の (2)

地域協議会における協議結果に

を講じること。 行して発足させるなど、所要の措置 を設けるとともに、地域協議会を先 め、その実施までに一定の移行期間 制度の円滑な実施をはかるた

現行の地方バス路線維持対策等を充 ので、存続、確保をはかるとともに、 足として重要な役割を果たしている ること。 実強化するなど、財政措置を充実す 2、地方バスは地域における生活の

あるので、 幹の交通機関であり、 3、離島航路は、島外等とを結ぶ基 財政措置を強化するこ 極めて重要で

営を確保するため、鉄道軌道整備費 維持、安定をはかること。 るので、「離島空路整備法」(仮称) 等補助にかかる助成措置を拡充する 4、第三セクター 鉄道等の健全な運 の制定などにより、離島航空路線の のため不可欠の交通機関となってい

Ó エネルギー 対策の推進 چ

地球環境問題を踏まえ、中長期的観 さらには地球温暖化をはじめとする が国の脆弱なエネルギー供給構造、 最近のエネルギー 需要の増大、我

また、離島航空路線は、 離島振興

よって、

国は次の事項を実現され

20

する必要がある。 など総合的なエネルギー 対策を推進 替エネルギー 開発・導入に係る対策 点から省エネルギーの推進、 石油代

新エネルギー の開発・導入の推

液化、ガス化等石炭利用技術の開発 石炭利用の促進をはかるため、

を促進すること。

新エネルギー 開発の推進をはかるこ マス等のエネルギー 変換・利用など (2) 太陽光発電、燃料電池、バイオ

等の制度を充実すること。 営住宅における施設整備に対する助 及推進をはかるため、 また、太陽光発電システム等の普 個人住宅に対する設備資金貸付 公共施設 公

2、原子力の開発・利用の推進 用に対する対策を講じること。 調整の強化等、地熱資源の多目的利 のための制度の確立、環境行政との また、地熱資源開発については、そ 対する財政措置を強化すること。 新エネルギー 等先進的な導入事業に するとともに、地方自治体等が行う など地域エネルギー 開発利用を推進 中小規模水力、地熱、風力発雷

合的に推進すること。 民の理解を得た原子力開発利用を総 保に万全を期するとともに、地元住 原子力発電については、安全の確 省エネルギー 対策の強化

と環境と調和したエネルギー 需給構 長期エネルギー 需給見通しの実現

第2278号

I 造の構築に向けて、省エネルギー 化すること。 対する金融、 ネルギー 有効利用、未利用エネルギ を一体化した協力体制を強化し、エ 術開発を促進するため、産・官・学 の開発、省エネルギー 設備投資に 税制面の支援措置を強 技

て、エネルギー セキュリティ 確保の 4、石油の安定供給対策の推進 石油の安定供給の確保を基本とし

5 対策の拡充・整備等を推進するこ ため、石油備蓄対策および石油開発 水力発電施設周辺地域対策の推

辺地域交付金を拡充すること。 和と関連公共施設の整備等に大きな から、発電施設の立地による影響緩 る水力発電の開発促進をはかる観点 効果を発揮している水力発電施設周 クリー ンで安全なエネルギーであ

の制定置法の失効に伴う新たな法律三一、過疎地域活性化特別措

設の整備や生活環境の改善、自主 ど、総合的かつ計画的な過疎対策が わたり特別措置法が制定されるな 刻化した「過疎問題」に対処するた 定の成果を上げている。 よる定住施策など、活性化対策は た交流人口の増加やUJIターンに 的・主体的な取り組み等を背景とし 遂行されている。その結果、公共施 急措置法が制定され、その後二回に 我が国の高度経済成長とともに深 昭和四十五年に過疎地域対策緊

層の流出、 しかしながら、大部分の過疎町村

ること。 生かした上で、新たな法律を制定す 効する平成十二年四月以降につい て、これまでの過疎対策の枠組みを よって、政府・国会におかれて 過疎地域活性化特別措置法が失

ح へき地に対する各種施策を充実する なお、法制定後においては、過疎

چ

農林漁業特別対策事業」を拡充する

層促進するため、「新山村振興等

山村等地域振興対 策 の

事態に直面している。 化、高齢化、活力の低下など深刻な を中心とした人口の流出による過疎 割をはたしている山村地域は、 土・環境保全等で重要かつ多様な役 長引く景気の低迷のなかで、 若者 国

項を実現されたい。 る必要がある。よって、 が立ち遅れ、所得水準も低い状況で 振興とその活性化を総合的に推進す 住地域を築いていくため山村地域の の均衡ある発展をはかり、多自然居 あり、今後二一世紀に向けて、 化、教育、医療、生活環境等の整備 また、依然として道路交通網、 国は次の事 国土 文

産業振興、就業機会の創出と担

措置を一層充実する必要がある。 境の整備を推進するとともに、財政 の低下、ひいては、コミュニティー るところであり、交通条件や生活環 の崩壊など厳しい事態に直面してい 依然として農林漁業等、地域産 少子・高齢化による活力 地域の担い手である若年

の総合的振興をはかること。

山村地域の振興と地域住民の定

光リゾート開発の推進など山村産業

住居、都市と山村の交流の推進、観 産業の育成、企業等の誘致、複数地 物の加工等地域資源を活用した地場 等による就業機会の確保、地域特産 い手の確保

⑴ 広域的な幹線道路交通網の整備

化と定住の推進など山村等の振興を

総合的視点に立った地域の活性

た所得補償制度を導入すること。 住を促進するため、農林一体となっ

を推進するための体制を整備するこ 拡充、農協と森林組合の業務提携等 ⑷ 若者に魅力ある職場を確保する 第三セクター への支援措置の

指定を行い山林保全、環境保全、水 策を強力に推進するとともに、奥山 (5) 中山間地域において一定の地域 山村における農林業の後継者対

生活環境基盤の整備

齢者の雇用を促進すること。

源確保等の働く場を確保し、

中高年

村道、 交通機能の維持確保に努めること。 村における生活道路、産業道路網の 体系的な整備を推進するとともに、 整備に積極的な支援措置を講じ、山 山村地域の基幹的施設である町 農道、林道、作業道等の開設

設等の生活環境整備を促進するこ 処理施設の整備、地域医療、 上下水道の整備、汚水、 福祉施 廃棄物

設による情報基盤の整備を促進する 興をはかるため、教育施設の整備充 (3) CATV等のニュー メディア施 山村地域における教育文化の振

措置を強化すること。 重点配分および、森林・山村対策」、 保対策山村地域に対する公共投資の の整備を促進すること。 的に推進するとともに、 都市との交流を促進する施策を積極 3 国土保全対策」の充実等地方財政 都市と山村の積極的な交流促進 山村地域の実態に即した財源確 交流施設等

三四 豪雪地帯の振興

必要がある。 障害をとり除き地域の振興をはかる の立地も遅れているので、これらの 環境が著しく阻害されるほか、 による道路交通の遮断等により生活 わが国の豪雪地帯は、冬期の降雪 産業

よって、 国は次の事項を実現され

率的な推進をはかること。 基づき、引き続き施策の計画的・効 1、新しい豪雪地帯対策基本計画に

進すること。

また、

道府県計画の策定を促進す

町村に対する財政措置を充実するこ 2、寒冷補正の充実など、豪雪地帯

帯の道路整備を強力に推進するこ 五箇年計画を着実に実施し、豪雪地 積雪寒冷特別地域道路交通確保

> ıΣ 強化すること。 策を推進するとともに、財政措置を 除雪、防雪および凍雪害防止対 雪寒道路の指定の拡大をはか

総合的な消除雪制度を確立するこ

ど、高度な地域情報通信基盤整備等 政措置を講じること。 種装備が必要となるため、 6、雪寒地帯における地方バスは各 のための財政措置を強化すること。 電気通信格差是正事業を拡充するな スの向上と定住促進に資するため、 医療、 特別な財

親雪等により、魅力と活力ある地域 9、豪雪地帯において、克雪、 するため財政措置を充実すること。 置を改善すること。 う公共の施設の除雪にかかる財政措 8、豪雪に際して地方公共団体が行 ついては、町村における整備を促進 、利雪、

10 実すること。 画的に推進するための財政措置を充 保と財政措置を充実すること。 の整備を促進するため、事業量の確 11、雪に強い公営住宅等の整備を計 豪雪地帯における公立学校施設

を推進すること。 13 の利用など)をはかるための諸施策 る消流雪用水源の確保 (河川表流水

雪崩から人命等を守るため、

雪

充実すること。

また、国・県・市町村道を通ずる

7、除雪機械等の格納庫の整備費に 教育、その他行政サービ

るとともに、 社会を形成するための事業を促進す 豪雪地帯定住構想を推

12、一般生活道路などの消雪に供す

を防ぐため、実態に即した消防防災 14、豪雪期における消防機能の低下 崩防止施設の整備を推進すること。 施設等を整備するための財政措置を

両

ドデザイン」との整合性をはかりつ るので、「二一世紀の国土のグラン の整備等が立ち遅れている実情にあ 制約から、産業振興および生活環境 地も少なく、また、水資源も乏しい 興を進める必要がある。 つ、各種施策を推進し半島地域の振 ことなど国土資源の利用面における 交通体系から遠く離れ、一般的に平 ているが、三方を海に囲まれて幹線 半島地域は、豊かな自然に恵まれ

よって、 国は次の事項を実現され

9 ځ

特色ある半島地域の伝統文化と

保健、 ため、

医療対策を総合的に推進する 諸施設の整備等を促進するこ

8、高齢化の進展に対応した福祉、

施設の整備を推進すること。

および廃棄物処理施設等、生活関連

遅れが顕著な半島地域の下水道

をはかるための施策を講じること。 び産業振興等に必要な水資源の確保 6、半島地域における生活用水およ

可欠な半島循環道路、高規格幹線道 施をはかるとともに、半島振興に不 2、道路整備五箇年計画の着実な宝 置を充実、強化すること。 社会資本整備等に対する財政支援措 に推進できるよう、半島地域町村の 計画」が、それぞれ着実かつ効果的

港湾等、 を解消するため、道路、鉄道、空港 また、幹線交通体系からの遠隔性 交通基盤の整備を推進する

ど、高度な地域情報通信基盤整備等 電気通信格差是正事業を拡充するな スの向上と定住促進に資するため、 3 教育、 その他行政サービ

5、半島地域の特性に応じた産業の 業費を拡充すること。 水産業の振興をはかるため、 4、半島地域の地場産業である農林 のための財政措置を強化すること。

関係事

半島地域の振興

リエ

ション施設等の整備を促進す

振興をはかる観点から、観光・レク

ることとし、事業費を拡充するこ

1、全国二三半島地域の「半島振興

路等の整備を推進すること。 を確保すること。 施設・環境整備等にかかる所要予算 10 支援すること。 め、人材の育成・確保の取り組みを 伝統産業の継承・発展をはかるた な海岸利用をはかるための海岸保全 による被害を防止し、あわせて快適 半島地域における高潮、津波等

策を推進すること。 ため、連携・交流を基調とする諸施 11、半島地域の一体的振興をはかる

かかる指定基準を弾力的に運用する 12、半島振興対策実施地域の追加に 13、半島振興法にかかる税財政、 金

融上の特例措置を充実すること。

週

動

五

離島地域の振興

活

の生活安定をはかっていく必要があ に解消し、離島町村の活性化と住民 基盤が立ち遅れているので、速やか など厳しい制約により、生産、生活 離島は、 環海性、 、隔絶性、 狭小性

よって、 国は次の事項を実現され

実すること。 もに、地方交付税への算入の強化 離島町村に対する財政措置を充 辺地債の所要額を確保するとと 離島振興事業費ならびに過疎

もに離島間等の架橋事業を促進する の助成措置の充実強化をはかるとと 2、離島道路の整備を促進するため 合的に推進すること。 かるため、 また、離島相互間の格差是正をは 小型離島の振興対策を総

3、離島航路の充実確保 離島航路を充実、維持するとと

もに財政措置を強化すること。

حے

ること。

に運営についての財政措置を拡充す

町

造にかかる財政措置を改善するこ 数増加のための離島航路船近代化建 離島航路の大型化、高速化、 便

条件を緩和すること。 また、運輸施設整備事業団の融資

完港の整備等を推進すること。 めの施設および外海離島における補 かんがみ、港湾機能の拡充強化のた 4、離島港湾の果たす重要な役割に 離島航空路線は、離島振興のた

第2278号

め不可欠の交通機関となっているの

よって、

国は次の事項を実現され

(5)

空きカン、空きビンの散乱防止

定などにより、離島航空路線の維 に推進すること。 離島の農林漁業振興対策を強力 安定をはかること。

推進するとともに、漁港漁村の環境 7、離島における漁港施設の整備を

等生活環境施設の充実をはかるこ 8、離島における水不足の解消対策 を推進するとともに、ゴミ処理施設

備のための財政措置を強化するこ るなど、高度な地域情報通信基盤整 9、医療、 め、電気通信格差是正事業を拡充す スの向上と定住促進等に資するた 教育、その他行政サービ

すること。 るため、 回診療体制の整備を促進すること。 備を推進するため、財政措置を充実 ン施設、教育・文化等関係施設の整 の活性化および若者の定住を促進す 11、離島における地域コミュニティ 体育施設、レクリエーショ

儀なくされている。 消防力の整備など、 観光行政に で、「離島空路整備法」(仮称)の制

整備等を促進すること。

10、医師の確保経費および病院・診 療所・老人福祉施設等の整備ならび

また、離島における救急医療・巡

観光地所在町村の振興

かかわる特別な施策と財政負担を余 観光地所在町村は、 環境衛生施

り、特別地方消費税の減収相当分を 配慮すること。 いては、地方消費税の配分にあた 十一年度末の廃止に伴う減収分につ 特別地方消費税について、平成

ビスと密接な関連を有していること り、特に観光地所在町村の行政サー の七が関係市町村に交付されてお から、本税の充実、確保をはかるこ ②ゴルフ場利用税は、その一〇分

ځ (3) 入湯税の税率を引き上げるこ

چ

多額の経費が必要になっていること た財政措置を講じること。 を考慮して、関係町村の実情に即し (4) 観光客によって消防、 清掃等に

推進するため、 施設および廃棄物処理施設の整備を 観光地所在町村における下水道 財政措置を充実する

るため、道路をはじめとした高速交 を推進すること。 ②観光客等の円滑な交通を確保す 観光地へのアクセスの整備

備することとし、 きるよう、観光基盤施設を着実に整 豊かで恵まれた自然の中で手軽にで 長期的計画を樹立し、その整備を推 ③ 観光・レクリエーション活動が 財政措置を充実す

税財源の充実・強化

観光基盤施設の整備

進すること。 自然公園等の施設整備について

> かるリサイクルシステムの運用にあ 措置を講じること。 に、新たな財政負担について必要な に取り組めるよう配慮するととも たっては、観光地所在町村が積極的 を含むごみの減量化と再生利用をは

観光情報基盤の整備を推進するこ の容易化をはかるため、観光情報の デジタルデータベース化等により、

観光情報基盤の高度化、

利活用

چ 強するなど、消防力の強化をはかる 3、宿泊施設の大規模化や高層化等 にかんがみ、 はしご車、化学車を増

整備等、 踏まえ、 また、 阪神・淡路大震災等の教訓 安全対策を強力に推進する 耐震性の強化、 防災基盤の

策を推進し、観光地所在町村の国際 流倍増計画)等の外国人観光客誘致 化と活性化をはかること。 対策については、特に地方観光圏対 4、ウェルカムプラン (訪日観光交

う、外国人観光客にとっても魅力あ 5、観光地づくり推進モデル事業に る観光地づくりを行うこと。 ついては、地域の活性化に資するよ

関する国内広報・観光案内設備の整 る財政措置、及び外国人の訪日を促 備に広域的に取り組む自治体に対す 6、長期的滞在型旅行の推進施策に 進する宣伝事業を継続すること。

三七、 水源地域対策の強化

Ιţ ダム等が所在する水源地域の町村 過疎化・高齢化等厳しい条件の

の保全等、 種施策を推進する必要がある。 産業の発展等水の確保及び自然環境 下で、治水・利水、国民生活の安定、 関係町村の振興をはかるため各 公益的な役割を担ってお

よって、 国は次の事項を実現され

水源地域対策特別措置法による 水源地域対策の強化

適正化をはかること。 るなど、同法の改善ならびに運用の かかる起業者の実施責任を明確化す る水没者の生活再建のための措置に を適用するとともに、ダム建設によ 指定ダムのすべてに対して財政特例

ること。 地域に対し、同法の準用措置を設け また、同法成立前の既設ダム所在

(2)

先行性の高い水源開発について

措置を廃止すること。 とともに、現行の算定標準額の特例 金の交付対象ダムの範囲を拡大する するダム国有資産等所在市町村交付 標準額の特例措置を廃止すること。 課する固定資産税にかかる現行課税 の用に供する家屋および償却資産に 水資源開発公団が所有するダム 水道または工業用水道の用に供

を充実すること。 水源地域町村に対する財政措置

かること。

る国の税財政上の援助措置を強化 し、基金設立の全国的な展開を促進 水源地域対策基金の設立に対す

確立するとともに、ダム周辺部なら 環境および産業基盤を維持するた 安定的な維持用水の放流計画を ダム所在町村の生活環境、 自然

活

に関する施策等の拡充をはかるこ びに関連河川の環境保全および防災

の水利権を優先的に認めること。 (8) (7) 水源地域町村に対し、 タ 新しい全国総合水資源計画 (ウ プラン21)の着実な実施を 地元ダム

下流連携を推進すること。 (9) 地域間交流支援事業等による上

ځ 地方を通ずる体制の整備をはかるこ かるとともに、水行政における国・ 水資源開発基本計画の推進をは

権または水利権を取得できるよう、 所要の制度を確立すること。 が生じた時点で、利水者がダム使用 公団等が負担して、将来、利水需要 水質保全をはかるため、 国・都道府県の一般会計または 水質管

山林についての対策を強化するこ 対策の拡充をはかるとともに、放置 業として制度化し、実施すること。 下防止のための事業を、国の直轄事 水源複層林の整備および水源林特別 水源涵養の重要性にかんがみ、

人 産炭地域対策の推進

産炭地域においては、

今なお、

過

去の閉山・合理化の影響を受け、

を推進すること。 はかるとともに、水源地域の活性化

2、水資源開発の推進

理体制の充実強化と下水道整備につ いて地域の実情を踏まえた促進をは

地下水の人工涵養および地盤沈

かる必要がある。 済的に極めて厳しい状況に直面して 外炭価格差を背景とする国内炭需要 策のもとで構造調整が進められ、 口の流出、財政の悪化、 おり、産炭地域の総合的な振興をは 量の減少とあいまって、社会的・経 炭坑地域においては、新しい石炭政 等、多くの問題を抱え、また、稼動 鉱害の残存

よって、国は次の事項を実現され

「石炭勘定」の財源を安定的に確保 すること。 ギー 需給構造高度化対策特別会計 1、石炭ならびに石油およびエネル

2、石炭鉱業安定対策の推進 の措置を講じること。 (1) 閉山・合理化対策について特段

ځ (2) 国内炭の需要確保をはかるこ

成制度の拡充をはかること。 ること。 推進するために必要な財源を確保す (3) 産炭地域振興対策の拡充強化 石炭鉱業安定補給交付金等の助 産炭地域振興実施計画を強力に

え、社会的、経済的疲弊が解消して 措置を充実すること。 強化をはかるとともに、 (3) (2) 財政力が脆弱なことなどに加 産炭地域振興臨時交付金の拡充 産炭地域を指定解除された町村 地方交付税

鉱害対策に必要な予算の確保を

支援および地域振興対策を講じるこ

いない状況にあるので、

所要の財政

ること。 はかり、 鉱害の早期完全復旧をはか

人

た山の災害防止対策の推進をはかる かるための制度の充実・強化をはか 5、未利用炭鉱跡地の有効活用をは 6、ぼた山処理の抜本対策と危険ぼ ること。

7、炭鉱離職者等再就職のための各 種施策を推進すること。

حے

の推進 三九、非鉄金属鉱山地 域 対 策

振興をはかるため各種施策を推進す あいつぐ休閉山により、 厳しい状況にあるので、 低下し、財政基盤も脆弱化するなど 非鉄金属鉱山地域は、 地域活力が 関係町村の 所在鉱山の 昭和十三年十一月十四日生

伝^たえ

平成十一年福島県町村会長 町村会長 同年福島県町村会理事 新任都道府県町村会長の略歴

町村長に当選するまでの経歴】

昭和五十八年村議会議員 平成三

町

総会で次の通り会長を選出した。 福島町村会は、五月二十五日の定期

【町村会関係の経歴】 【町村長としての当選回数】 年村議会議長 四年北塩原村長

平成九年耶 _ 回

麻地方町村会副会長 十年耶麻地方

耶麻郡北塩原村長 福島県町村会長

村西四〇六五番地

【家族】両親、

び販売

致 デイサービスセンター建設

【住所】耶麻郡北塩原村大字北山字

活 動

24

る必要がある。

よって、国は次の事項を実現され

するとともに、税財政措置を強化す 鉱山所在町村の振興対策を推進 鉱山所在町村振興対策の強化

拡充強化をはかること。 場産業の振興、離職者雇用対策等の 2、休廃止鉱山所在町村における地 限の配慮をすること。 施策を推進することとし、その場 ンフラ等を活用したリサイクル関連 用に対する財政措置を拡充すること。 鉱山所在町村の再活性化に最大 鉱山施設および鉱山の技術・イ 鉱山跡地の利用等鉱山資源の活

域環境整備の促進をはかること。 3、鉱害防止対策の支援の強化と地

四〇 地域改善対策の推進

ある。 活環境の整備を中心とする各分野で 国、地方公共団体等による地域改善 対策事業の積極的な推進により、生 大な問題であり、今日に至るまで、 一定の成果をおさめてきたところで 同和問題は基本的人権に関わる重

らに住環境整備等の物的事業も残さ れている。 て未だ多くの課題を有しており、さ の振興、教育の充実や啓発等につい しかしながら、職業の安定、産業

たい。 よって、国は次の事項を実現され

今後の方策」(政府大綱)において、 法的措置、 1、「同和問題の早期解決に向けた 行財政措置を講じること

> びに人権侵害による救済等の充実強 措置を講じること。 化をはかるための法的措置等必要な よび啓発推進のための法的措置なら 2、差別意識の解消に向けた教育お ること。

制化すること 緩和措置を講じること。 4、 公営住宅家賃について、

四一、北方領土の早期返還

渉を行うことにより一日も早く、 民の多年にわたる念願である。 の北方四島は、わが国固有の領土で あり、この返還を実現することは、国

場の安全操業ならびに鉱業権の安全 さらに強力な外交交渉を行うこと。 土権を確立し、周辺海域における漁 行使が速やかに実現できるよう国は、 わが国固有の領土である竹島の領

啓発にかかる事業を推進するため 必要かつ十分な予算措置を講じ、 とされた事業をはじめ、人権教育・ 方公共団体の財政負担の軽減をはか 地

措置等内容を充実するとともに、 3、住宅新築資金等貸付事業に伴う 償還推進助成事業については、財政 特別な

の実現をはかること。 よって国は、さらに強力な外交交 歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島 そ

四二、竹島の領土権の確立

【主な業績】 全村下水道整備事業 宅団地松陽台ニュー タウン造成およ による明治大学セミナー ハウスの誘 温泉健康増進施設ラビスパ裏磐梯 小・中学校の統合と跡地利用 住

【趣味】スキー・ゴルフ 妻、子一人

全国町村会

町村長の叙勲ならびに 褒章基準の改善で要望

調査会及び二十三日の常任理事会で 褒章基準の改善」を決定した。 次のとおり「町村長の叙勲ならびに 全国町村会は六月二十二日の政務

[要望書]

たっている。 たり、その地域住民の生活の安定、 向上のため困難な任務の遂行にあ 生、福祉、農政等あらゆる分野にわ 公共団体の執行責任者として、その 責務は重く、教育、消防、防災、厚 町村長は、国政の基礎をなす地方

ても格差がある。 低く、また同じ基礎的地方公共団体 の各界各層のそれに比較して極めて の長である市長と町村長の間におい 褒章の基準は、経済界、教育関係等 しかしながら、現行の叙勲および

よって、国は次の事項を実現された

のそれと遜色のないよう改善するこ 四等を最低基準とするなど各界各層 在職年数が十五年を超えるときは勲 一、町村長の叙勲基準については、

よう措置すること。 は、市長と同様の基準で推薦できる あわせて推薦基準年数について

数については、市長と同様、5期を 〇年に短縮すること。 終了した時点で推薦ができるよう 二、町村長の藍綬褒章の推薦基準年

報

ビス」。 全国の自治体の国際化に役 で行っている「国際化情報提供サー 市町村国際文化研修所 (JIAM) 職員から寄せられています。 る問い合わせが、全国各地の市町村 どなど―。 さまざまな国際化に関す で策定しているところを教えて」な ます。私たちの町と同規模の自治体 際化推進大綱を定めようと思ってい なる図書など紹介して下さい」、「国 相互派遣を行います。前例や参考に んか」、「韓国の地方自治体と職員の 職名の英語表示を教えてもらえませ りたいと思っていますが、課名と役 L١ これは、滋賀県大津市にある全国 合わせ... 「海外研修に行く職員の名刺を作 昨年度は四百件を越える問

立つ情報を提供する事業です。 JIAMは、ご存知のとおり、財

宿泊研修事業のほかに、自治体への 応のため大いに活躍しています。 了生らは地方行政の現場で国際化対 の研修生が当研修所で学び、研修修 設立されました。 開講以来、 向上を図ることを目的に平成五年に で、市町村職員の国際化対応能力の 団法人全国市町村振興協会の施設 JIAMでは、メイン事業である 数多く

合わせに回答しました。 際交流協会などの職員が対象で、平 ビス」は、市町村、都道府県及び国 ビス」を実施しています。 この サー サービス事業として「情報提供サー 成十年度には四 件を越える問い

地域の資料などをもとにし

て

関する情報―の3つに分けることが 体・人物情報 扱っている主な内容は、大きく分け 市の事例紹介などを行います。取り りか情報」と言っています)、他都 際化関係資料をもとに、質問に応じ て、文献の紹介、関係団体の紹介(「あ した書籍や自治体等で作成された国 できます。 提供する情報は、当研修所で収集 地域の国際化に関する情報 外国の文化事情等に 寸

せも数多く寄せられています。 や、行政組織・公職名などの外国語 他自治体の国際化関連施策の事例 情報誌や観光ガイドなどの問い合わ います。 また外国人向けの各種生活 表記事例の紹介などが中心となって

機関、 をはじめ、国や自治体の国際化関係 「団体・人物情報」は、 NGO団体などの情報を提供 国際機関

> 地方自治などについて、文献情報や に関する情報」は、各国の歴史・文化 情報保有機関を紹介しています。 します。そして、「外国の文化事情等

第2278号

お気軽にご利用下さい

JIAM国際化情報提供サービス

れています 様々な問い合わせが寄せら

ります。しかし、問い合わせに対し 献を一日がかりで調査することもあ に問い合わせてみたり、図書室の文 答の糸口を見つけるため、関係機関 られるものから、ちょっと時間をい 確に情報を提供出来るよう努めてい て親身になって出来るだけ早く、的 のまでいろいろです。提供できる回 ただいて調査しなければならないも 問い合わせの内容は、簡単に答え

料です。 報提供サービスをご利用下さい。無 あなたも是非、 や「情報」などを求められている方、 仕事上で、国際化に関する 事例 JIAMの国際化情

電趏(〇七七-五七八 五九三三

全国市町村国際文化研修所

国際化に関する調

何でも結構で

滋賀県大津市唐崎二丁目13 1

・基本統計(外国人登録者数など) 「国際化推進大網・指針」の事例 「国際化関連制度・施策」の事例 「国際交流」「国際協力」「住民啓発事

「地域の国際化に関する情報」は、

業」等の事例 ・「行政組織」「公職名」「公共施設の標 識」等の外国語表示例

...主な情報提供内容...

地域の国際化に関する情報

・自治体等作成の外国語(外国人向け) 資料に関する情報

団体・人物情報

- ・国際化関係機関・団体に関する情報
- 国際化関係分野の講師の情報
- 外国の文化事情等に関する情報
- ・外国の「歴史」「政治」「地方自治」「経 済」「民族」「文化」などについて情報 を提供します。

or.jp) でもご利用いただけます。 五九〇七)でお問い合わせ下さい。 または、FAX (○七七 - 五七八 -また、電子メール(jouhou@jiam

アル けの各種出版物 いますようよろしくお願いします。 す。各自治体等で資料を作成されま 際化に関する資料を収集していま 内容をより充実するため、地域の国 査物・レポートなど、 したら、JIAMまでご提供くださ 行政組織名等の外国語表示マニュ この「情報提供サービス」の提供 国際化施策の指針 外国人向

T520 - 0106 調査研究第二課

情 報

26

七夕

生活評論家

間が月に行き、、宇宙飛行をする現在 なれますように」というのもあり、人 うに」などに混じって「宇宙飛行士に に」とか ヶ キ屋さんになれますよ ァッションモデルになれますよう 子。小学生の工作の笹飾りには、フ かなう.....という風習が生まれた様 えられてから短冊に願い事を書くと れたのが二世紀で、さらに日本に伝 だったとか。それに恋物語がつけら ゆの豊作や手芸技芸の上達を祈る祭 養蚕や裁縫を司どる織女星に蚕のま 事を司どる牽牛星に五穀の豊穣を、 す。古代中国では、乞巧奠、と呼び、農 千五百年近い歴史をもつ夏の催事で 年、仏教伝来で伝えられた日本でも 国といわれますから中国で千八百 てきました。起源は二世紀ごろの中 涯忘れがたい民話として語りつがれ は幼ごころに深い感銘をあたえ、生 する.....というロマンチックな物語 に橋をかけ、二星の逢瀬の手助けを ギのグループが翼をひろげて天の河 する日。夜空が晴れていればカササ 座の織女星が、年に一度のデートを さんで輝いているワシ座の牽牛と琴 に銀の砂を播いたような天の河をは 七日は、七夕、。星祭の宵です。夜空

> きのやさしさがあります。 事には人間の暮らしに対する理屈抜がしました。風土に根ざした年中行だなあ、と何かホッとするような気でも、星に祈る民話は生き続けるの

土用

のが丑の日の趣旨のようです。われ るのが、丑灸、で、とにかく暑中に泉に入るのが、丑湯、、お灸をすえ ニラ、卵、シジミ汁をとる風習も残っ 用丑に牛肉を食べるところもあり、 が習わしですが、地方によっては土 はウナギを食べて栄養補給をするの 土用丑、八月五日が土用二の丑)に ら暑中の丑の日 (今年は二十四日が 民の知恵が、暑気払い、です。昔か ず気力、体力を維持しようとする庶 が『土用干し』、猛暑、暑熱に負け 梅雨期に湿った寝具や衣類を干すの 干しにして湿気を抜くのが、曝書、、 が『暑中休暇』、書画骨とうを日蔭 命あってのものダネと休みをとるの 何うのが

、暑中見舞

、暑さに参っ 名が、暑中、。この季節にご機嫌を 中でいちばん暑い時期といわれ、別 有名になりました。夏の土用は一年 りますが、暑さ酷しくあまりにもし 十九日間を示し、土用は年に四回あ 立春、立夏、立秋、立冬の前の十八~という表現です。というわけで、 です。土用とは土気のことで、空気 日の立秋の前日までが、夏の土用に は身体をいたわりましよう、という ています。また、丑の日に菖蒲湯や温 て体調をくずすのが、暑気あたり、、 のぎにくい、夏の土用、が目立って ではなく土気が働いて四季が訪れる 二十日は土用の入り、来月八月八

多祭

られ、それぞれ豪華さを競うのが見 山笠と呼ぶ山車が六基も町中に据え園山笠。 高さ十六メートル余もある も芸者衆もタレント衆も出て、 辺も橋も人、人、人で埋まり役者衆 傘、八乙女、稚児、武者行列などが 天神祭。社を出た神興、鳳輦、 るだけの品格を感じます。 続いて の町を東進して巡幸し、千年余の昔 頭に以下十四台の山と五台の鉾が京 都八坂神社の祇園祭。長刀鉾を先大の祭として著名です。十七日は京 各山笠が集合し、四キロメートル先 もの。十五日の本祭には櫛田神社に いいから見物してみたい夏祭が続き にぎわいの一日です。七月は一度で にぎやかに下ってゆく船祭です。 幾隻もの船にのり堂島川を祭囃子も 彦、ふれ太鼓、台鉾、獅子、風流花 雅なら鉾もみやびで海外からの見物 す。 コンコンチキチンとお囃子も優 をしのばせる典雅な夏祭を展開しま 走するこの勇壮な夏祭は古来九州最 く、各山笠二十八人のかつぎ手が力 の旧奉行所までの競走をするのが圧 の長期に渡って催されるのが博多紙 ようです。まず、一日~十五日まで いった大規模な夏祭が目立って多い 七月は観光客や見物人が何万人と 十五日は大阪中が湧き上がる天満の 人も多く日本の夏祭の源流といわれ ぼん踊りが盛んな八月に比べて、 疾走する山笠の争いはすさまじ

のない駅伝

だった、と反趨しております。 それなりに多彩な価値ある青春

産業土木課長から一期半の助



お石 ぢ々 井

床

心

走り続けている千々石町長です。 脚(七五才)にスプレーしながら 点に向って出走以来の六区目を老 も来る十一月に近まった次の中継 県知事さんのコメントでした。 私 走者に襷を渡された、高田前長崎 められ惜しまれながら昨年二月次 手」これは四期十六年を立派に努 首長は「ゴールのない駅伝の選

町

そのものの農漁村です。 な自然に抱かれたふるさとの典型 %を占める雲仙連山に囲まれた、 四三平方キロ、三方を町域の七五 西麓、橘湾奥に臨む、面積三二・ 名な島原半島の西玄関、普賢岳の 人口六千人の山と海と清流、豊か 我が町は、さきの噴火災害で著

な三先人は県立少年自然の家も立 泰斗釧雲泉、郷土が産んだ偉大 使節の一人千々石ミゲル、南画の 陸の軍神橘中佐、天正遣欧少年

> の誇りです。 れた明媚な風土とともに我が郷土 地し、白砂青松日本百選に選彰さ

続けてまいりました。 と、身近な目標に向って「 を心の支えとし、不遇も逆境も自 です。周囲の方々の温かい励まし 校卒業と同時に働かせて貰ったの 別し三人の弟妹を抱えて高等小学 のは昭和十三年十四歳の春でし す」私が千々石町役場に奉職した 最善をつくす」をモットー の、書記になったら県下でも負け に受けとめ、給仕だったら日本一 分に科せられた試練と常に前向き た。 小学校五年生のとき父母と死 「給仕を命ず、月給十三円を給 係長課長のときは郡内では - に走り 現在に

気満々の青年団活動も織りまぜ、 かけての独学と苦闘のなかにも精 ひるの仕事、灯火管制下未明に

た町づくりは人づくりから、 の整備にも取組んでおります。

さき

ま

て、「美しい自然に調和した、 に就任したのが昭和五十年十二 する激しい選挙の洗礼を受け町長 職を経て、心ならずも町内を三 満五十歳でした。以来一貫し

「子どもが生き生きと育ち、 をすすめ、環境の保全と定住条件 と併行して宅地分譲持家促進対策 道事業に着手、また公営住宅建設 相まって平成九年度より公共下水 教育文化、福祉保健施設、 の開発を含め人口規模に見合った の郷土賞の河川公園など観光資源 修築等基幹産業の基盤整備をはじ 点に、土地改良、林道開設、 画に基づき、幹線町道の整備を重 諦との理念を以て一割自治のきび り」その条件整備が町村行政の要 いと活力に満ちた定住の里づく 者が希望をもって頑張る、うるお 遠き者来る」の論語の訓を体し、 チフレーズに、「近き者が説べば も、懐も豊かな町づくり」をキャッ しい財政のなか過疎地域活性化計 しよりや障害の方にやさしく、 連の社会資本の充実を図りつ 簡水の普及、道路網の整備と 海岸防災、建設大臣手づくり 公園 漁港 おと 若

> いことです。 年活発化がみられますことは心強 季折々のむらおこしイベントが逐 自から行う民活の振起を促し、 創生資金を活用しての自から考え ち」の実践活動と、 心をテーマとする「生涯教育のま に宣言した住みよい町づくりの、 殊にふるさと 兀

うものであります。 もりの私に対する理解を有難く思 すと同時に、郷土の先達、橘中佐 民皆様のご支援の賜と感謝致しま 継続的に仕事をさせて下さった町 いささかなりとも生かされたとす 懐も豊かなのキャッチフレー ズが 座右の銘に自からを律しているつ の遺徳にあやかり「至誠一貫」を れば、二期目以降無投票で地道に 顧みまして就任以来の、 心も、

砕いている昨今です。 れ思いめぐらしながら去就に心を 多額の借金を抱え今退くとはなに の問題等課題山積の折柄、 が一方下水道の大型事業も中途、 自治新時代の開扉は新進のラン らせて頂いた。」二十一世紀地方 年後の町長選挙「やれることはや 介護保険制度の発足、ごみ広域処 ナーに、 四月の町議選に続いて、 地方分権、更には市町村合併 との叱声も聞こえてまい が私の心情であります。 ルのない駅伝」あれこ しかも 次は半